

339-661

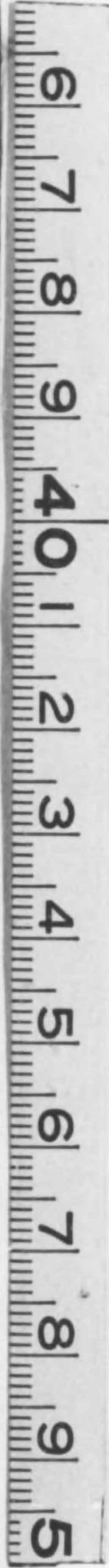


\*1200501395902\*

339

661

禁複写



始



大正五年二月再版

從一位侯爵 久我通久君題辭  
校長 大原信久君 著



新式收  
支計算  
**家政簿記教科書**  
完

私立 大原簿記學校出版

339-661



新式收  
支計算

# 家政簿記教科書

完

從一位侯爵 久我通久君題辭  
校長 大原信久君 著

私立 大原簿記學校出版

5. 3. a

內交



久 信 原 大

大原信久  
大原信久  
大原信久  
大原信久

大原信久  
大原信久  
大原信久  
大原信久

大原信久  
大原信久  
大原信久  
大原信久





大原武著  
家政の  
大原武著

家政の  
大原武著

### 序

分を守り居に安じ營々として其の職に就くは一家繁榮の大本なり  
今や經濟多事の秋に當り女子は炊爨洒掃を以て能事了れりするの  
時代は己に去り、現代に於ては自から進んで家政を取り以て内助  
の功に遺憾なからしむるこそ婦妻たるもの、重大任務なりとす、  
而して一家繁榮の前提たる一家の保全是簿記法に依り一家會計の  
整理を完全ならしめ以て家政經濟の發展を計らるより他にあるな  
し、然るに從來行はれつゝある家政簿記を見るに繁簡宜しきを得  
ず、或は理論に奔り實用に乏しく、或は字句難解之を修得するに無  
益の時間と勞力を徒費し而も尙整理の正確を期する能はず、遂に  
俗間簿記は理解困難且つ計算複雑に亘り所詮婦女子の携はる可き



第一卷  
大原武著

家庭簿記

### 序

分を守り居に安じ營々として其の職に就くは一家繁榮の大本なり  
今や經濟多事の秋に當り女子は炊爨洒掃を以て能事了れりするの  
時代は己に去り、現代に於ては自から進んで家政を取り以て内助  
の功に遺憾なからしむるこそ婦妻たるもの、重大任務なりとす、  
而して一家繁榮の前提たる一家の保全是簿記法に依り一家會計の  
整理を完全ならしめ以て家政經濟の發展を計らるより他にあらな  
し、然るに従來行はれつゝある家政簿記を見るに繁簡宜しきを得  
ず、或は理論に奔り實用に乏しく、或は字句難解之を修得するに無  
益の時間と勞力を徒費し而も尙整理の正確を期する能はず、遂に  
俗間簿記は理解困難且つ計算複雑に亘り所詮婦女子の携はる可き

家政簿記に應用し能はざるの誹りを招くに至れり、著者は斯學に教鞭を取るここ多年夙に之が弊害を除去せんご欲じ通俗觀念に接近せる收支計算の理法に基き金錢出納の形式による記帳法を案出し之を男女學生に教授したる成績に鑑るに功果著しきものありしが如し、是に於てか叙上の方法により之に著者の經驗を記述し以て家政簿記に對する社會の誤解を一掃すると同時に一般家庭に家政簿記の普及を計り以て國民經濟の基礎を鞏固ならしめ、讀者と共に實質に於て益々一等國たるの資格を具備せん事を期待して止まざるのみ、本著宜しく讀者に對し裨益する所あらんか著者の希望之れに過ぎず

大正五年二月

著者識す

## 凡例

- 一本書は實地應用簿記學教科書第四卷家計の部を改題増補したるものなり
- 一本書は簿記に關する智識を授けんが爲め最も簡易に講述し一般家庭の應用に供す
- 一本書は極めて平易に財産の増減異動を貨幣にて計算する收入支出の方法を用ひ且つ振替勘定の取引をも金錢受授と同様の記帳をなせり
- 一本書は世の婦女をして主簿の責を負はしめんとその目的に出で専ら學理に照らし實地の應用に適合するを旨として組織せり故に之れを學習せば獨り家政簿記のみならず他の簿記に應用せんも亦容易なるべし
- 一本書は一家會計上の整理を爲さんがために豫算、計算、決算、監査の四要件を具へ收入に依りて支出を豫算し以て冗費の由る所を省き依て起る取引を記載し收支會計の顛末を計算處理す而して一會計期間の收支決算を正確ならしめ終りに其の計算が果して正確なるや否やを監査するの順序となす





二 自然的收支勘定(間接收支) 同

第二節 收支ノ變化 十丁

收入

- 一 所得 同
- 二 有價物ノ代ヲ受取ル 同
- 三 借金ヲ生ズ 同
- 四 貸金ヲ受取ル 同

支出

- 五 消費 十一丁
- 六 有價物代ヲ渡ス 同
- 七 貸金ヲ生ズ 同
- 八 借金ヲ返ス 同

(一)現金收入 (二)現金支出 同

(三)振替收入 (四)振替支出 同

第三節 現金ト金銀(金高)ノ區別 十二丁

第四節 收支計算計三者ノ關係 十三丁

第五節 收入支出演習問題 十八丁

(一) 主要帳 二十一丁

(二) 補助簿 二十二丁

第六節 帳簿ノ保存並ニ記入上ノ心得 二十四丁

第二編

第一章 會計整理 二十六丁

第二章 勘定科目 二十八丁

第一節 勘定科目ノ意然 同

第二節 勘定科目ノ分類 二十九丁

第三節 勘定科目ノ設定 三十丁

第四節 收支勘定 三十二丁

第一項 負債及ヒ之ニ屬スル勘定 同

第二項	所得勘定	三十四丁
第五節	支出勘定	三十五丁
第一項	資産勘定	同
第二項	消費勘定	三十九丁
第三章	帳簿ノ組立及ヒ種類	四十三丁
第一節	帳簿ノ組立方	同
第二節	帳簿ノ種類	四十四丁
第四章	家政簿記演習問題	五十一丁
第一節	豫算(一)	同
第二節	例題	五十五丁
	出納日記帳	六十二丁
	元帳	七十丁
	日計表	八十一丁

第三節	決算ノ意義及目的	八十七丁
第四節	決算ノ時期	八十八丁
第五節	決算記入ノ順序	八十九丁
第六節	豫算(二)	九十二丁
第七節	例題(二)	九十四丁
	日計表	百十一丁
	殘品殘高表	百十五丁
	收支決算表	百十六丁
第八節	例題(三)	百十八丁
	日計表	百三十三丁
	所得消費(元帳)	百三十六丁
	資産負債(元帳)	百三十八丁
第九節	預金貯蓄及其効果	百四十丁

第一項	當座預金	同
第二項	貯蓄預金	百四十一丁
第三項	定期預金	百四十三丁
第四項	郵便貯金	百四十四丁
第五項	郵便振替貯金	同
第十節	有價證券	百四十六丁
第一項	公債證書	百四十七丁
第二項	社債券	百四十九丁
第三項	株券	同
第四項	大藏省券	百五十丁
附言	國民教會ト簿記	

新式收支計算 **家政簿記教科書目次** 終

新式收支計算 **家政簿記教科書**

大原信久著

第一編

第一章 家政簿記總論

第一節 家政簿記の意義及目的

家政簿記とは一家財産の増減變化即ち日常生活に要する一切の收支顛末を整然明瞭に記録する方法なり

目的 家政簿記の意義斯の如し、而して其の目的たるや、一家に於ける收支の經過を明かにし、身代の消長を知り、以て財産の正確を期すべく、而も其記録に鑑みて、冗費を省き、節度を守り、以て家政上に於ける將來の方針を立つるに在りて、歸する所は財産の増殖保全を計るにありと

家政簿記の意義及目的

## 第二節 家政簿記の概要

既に述べたるが如く、家政簿記は一家の財産に増減變化を及ぼす一切の收支計算を記録するものなれば此の範圍頗る廣しと云ふべし、而して普通一家の會計は、一ヶ月若くは一ヶ年總收入額に基き支出を計るものにして、生活の大小(消費額の多寡)は一に收入額に依て支配さるゝものなれば、収入支出の事項を明かにするは、一家の最も重要なる事なり、而して之れが収入支出の事項は收入額に依りて支出を豫算し此の豫算に基きて支出を行ふは一家の財産(身代)を安全に計算處理する要點なりとす

## 第三節 身代勘定の意義

身代とは一家財産の總稱にして有形と無形とを問はず總ての金錢に見積り得べき價額の計上を謂ふ而して一家を經營するところの基本となるべき財産の總額を身代勘定と云ふなり茲に所謂身代とは學者の云ふ財産を通俗的平易なる言葉を以て言ひ現はしたるものに過ぎず、抑家政簿記たるや平易を主とし何人と雖も能く記帳計算し得らるゝを目的とし常に用ゆる用語其他の關係に就ても努めて理解し易くせんが爲め財産勘定即ち身代勘定と謂へり、而して財産に二あり一を積極的財産二を消極的財産と云ふ積極的財産とは自己の資産にして(動産)不動産及債權(貸金等の如し)其他の權利及び之に屬する部類を云ひ消極的財産とは負債にして債務(借金等の如し)之に屬する部類を云ふものにして互に其の性質を異にするものなり此の資産及負債の勘定を總括して身代計算勘定(廣義の財産勘定)と云ふ

普通一般に云ふところの身代(財産)は一に屬する勘定(積極的)資産のみ

を云ふものあれ共狭きに失す積極的身代のみにては一部の身代に過ぎずして所謂狭義の身代なり故に身代は斯の如く狭義の意味を以て云ふべきものにあらず積極消極全部の身代即ち廣義財産の意味なりと知るべし例へば一家の身代中不動産五千圓公債證書二千圓什器五百圓及現金三百圓合せて七千八百圓を所有するものか他人よりの負債二百圓あるとせば此の廣義身代高は七千八百圓なれども一方に積極的負債二百圓あるが故に他日他人へ返却せざるべからず然らば此の正味身代高は七千六百圓となるなり是れを正味身代高勘定と稱す而して正味身代高七千六百圓と負債身代高二百圓とを包容したる計算が廣義の身代高勘定と謂ふなり

#### 第四節 身代の計算

凡そ生計あれば收支あり收支あれば計算あり日々の生活に要する收支は正確且つ明瞭に記帳計算をなさざるべからず若し記帳計算を怠れば一家の收支計算は亂れ遂に身代を危くすること往々之れあり豈注意せざるべけんや故に帳簿の記入は過去は一家の歴史となり現在は収入支出の關係を正確にし又未來の生活方針を定むる基礎となるべき者なれば常に身代の安全を司とる監督者なりと云ふを得べし而して記帳計算たるや身代の増減變化事項を収入支出の關係に依りて帳簿に記載し所得勘定収入に依る(俸給)等の如きは身代を増加し消費勘定支出に依る(賄費)等の如きは身代を減少するが故に身代の消長は所謂消費の多寡に依り身代を増減せしむる計算なり更に現金を以て公債證書を買入れたるときは身代の變化計算と云ふ何となれば現金なる資産と公債證書なる資産とを交換したるものなれば身代の状態が別個の形に變化したるに過ぎざるなり又他人より借金を爲したる

場合は他人よりの借金(負債)關係を生ずると雖も現金なる(資産)を所有するが故に同じく身代に増減なく借金なる消極的身代と現金なる積極的身代との變化を見るのみ是れ等收支關係を身代の變化計算と云ふなり

以上述べたる如く身代の増減變化事項は日々の收支に依りて正確且つ明瞭に記帳計算整理をなすを身代勘定の計算關係と云ふ此の計算が収入支出の順序に依りて如何に運用さるゝかは後章順を追ふて説明すべし

### 第五節 豫算

一家の會計は先づ収入を計り而して支出を制限せざるべからず豫算なくして支出を爲す家庭は概ね月末若しくは年末に至りて不足を生し困難を來すもの尠なからず是れ豫算なくして猥りに消費をなし冗

費を省みざる習慣あるが故なり殊に月末拂として通帳を以て掛買をなし其都度記入をなさざるに至つては其弊の甚だしきを見る假に毎月俸給生活の家庭とせば此の内賄費其の他の費用に付て一々豫算を立て凡八割位にて經濟を取り殘額二割内外は貯蓄金となす様心懸肝要なり若し収入全部を月々消費するときは臨時事故發生(病氣若しくは天災地變に依る)支出を要する場合は如何ともする事なからん依て平常の經費は収入を基礎として支出の豫算を立て之れに依て支出をなすあらば不時の災害ありと雖も困難を見ざるべし抑も會計整理と豫算とは最も密接なる關係を有すること(恰も魚の水に於けるが如く羅針盤なくして大海の航路をなし得ざるが如し)苟も一家を經營する以上は必ずや豫算を確立し其豫算の範圍内に於て支出をなす之れ一家身代の基礎を強固ならしむる唯一の要點なり而して精確なる豫算を作成するは簿記に據らざれば得べからずと云ふを

得べし此點より見るも一家庭に家政簿記が如何に必要なかを知るに足らん以上の關係に依り簿記と豫算と密接なる關係は推して知るべし

## 第二章 簿記計算の要素

前章既に述べたる如く簿記は會計に屬する記録なるを以て苟も財産に増減變化を與ふべき計算の生じたるときは細大漏すことなく帳簿に秩序整然として之を記帳せざる可からず而して此増減變化の原因となるべき事項二あり、一は收入勘定と云ひ、他は支出勘定と云ふ

### 第一節 收入支出勘定

收入支出勘定は總て財産所有主たる自己を主として收入支出をなす所の勘定にして、財産の狀態を變化し又増減を生ずる基となる、今其發

生ずる原因を區別するときは左の二となる

一 人爲的收支勘定 (直接收支)  
(間接收支)

振替

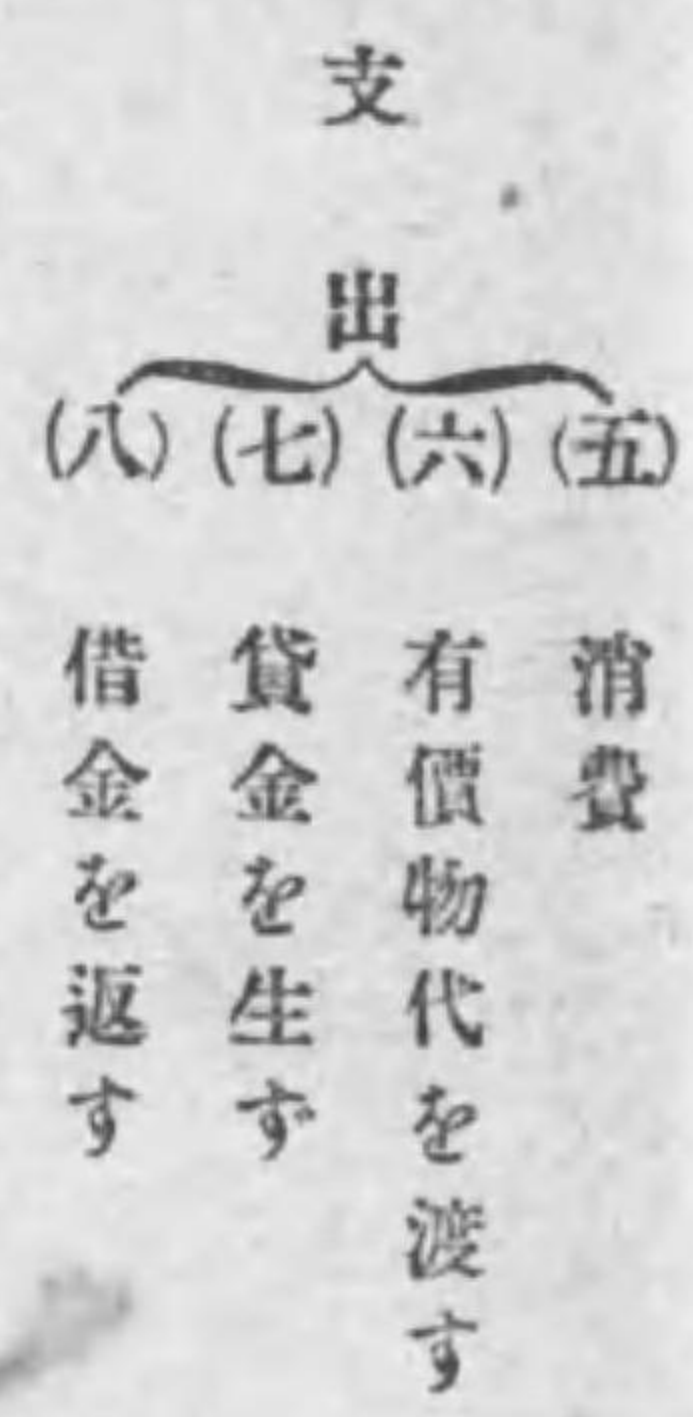
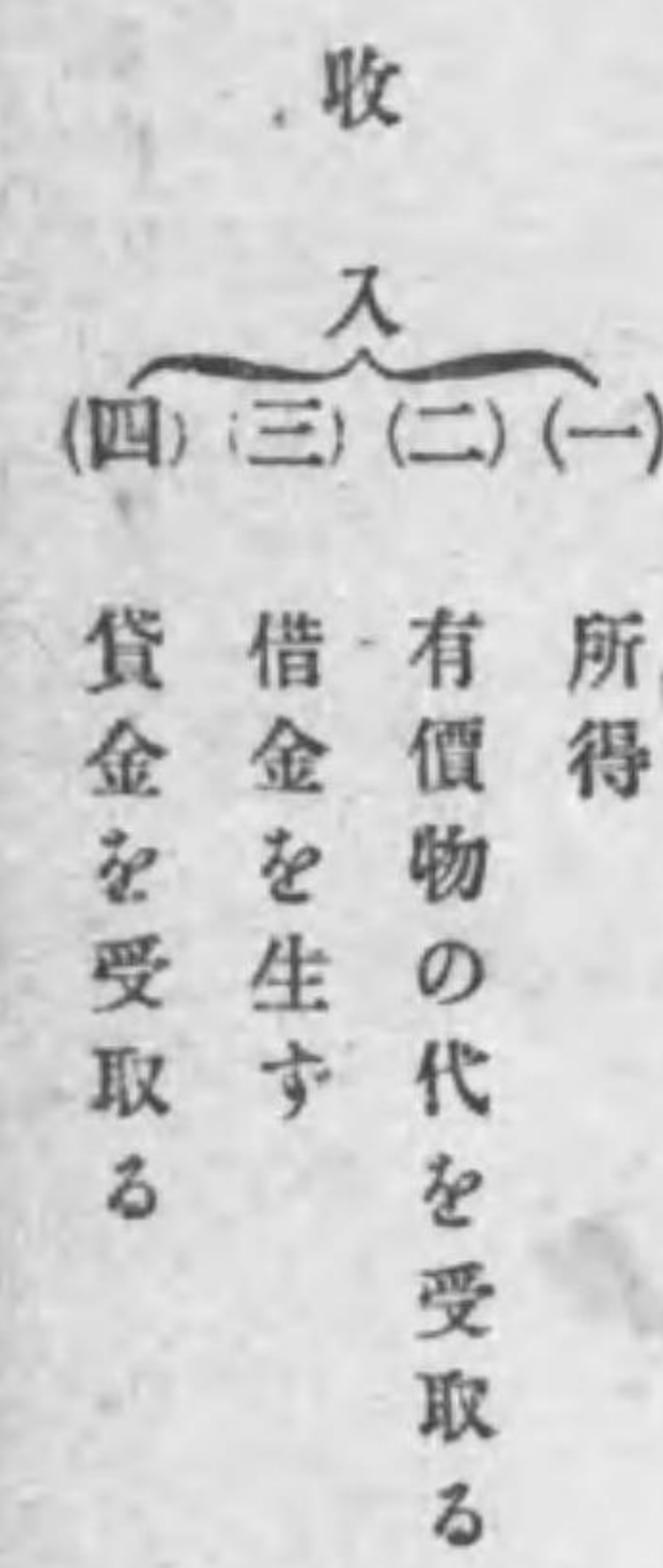
二 自然的收支勘定 (間接收支)

人爲的收支勘定とは人と人が意志の疎通に依り當初より豫想して收支をなすものにして直接現金の收支と間接なる現金の收支とをなすものにして例へば給料を受入れ家賃を取立てたるが如き又は銀行に預金し諸品を買入れ其他電燈料を支拂たる如きは直接現金の收支にして更に物品の掛賣をなし又は甲の貸金を乙の借金に廻して甲より支拂はしめたるとき振替收支或は進物として他人より商品切手を貰ひ受けたる場合の如き直接現金の收支を爲さざる場合を間接の收支勘定となす故に之の關係は現金の受授すべきものを省略して差引計算をなしたるに過ぎず同じく廣義の現金(金銀)取引なり以上の關係

は皆相手方と有價物の受渡をなしたる場合に生ずるなり  
 然るに自然的收支勘定は之れに反し偶然に發生して財産に増減變化  
 を及ぼすものなり例へば火災の爲めに家屋を焼失し水害の爲めに土  
 地其他を流失せる如き天災地變の爲めに財産に異動を生ずる場合人  
 爲の如何ともする能はざる所にして何人も豫想するもるにあらず併  
 し財産に異動を生じたるときは同じく間接受支なり

### 第二節 收支の變化

收支勘定となるべき變化は分類して左の八種となる



以上之等の種々なる收支の變化は左の四方法によりて決するなり

- (一) 現金收入
- (二) 現金支出
- (三) 振替收入
- (四) 振替支出

現金収入とは貨幣を以て政入するものにして物品の賣拂代又は家賃  
 地代を受取るに當り現金を受取りたることにして(二)現金支出とは總  
 ての代價を現金にて支拂ふことを云ふ(三)振替收入及(四)振替支出とは  
 關連せる收支關係が同時に生ずるものにして收入すべき金額と支出  
 すべき金額とを差引計算をなす即ち間接の現金收支を云ふ換言すれ  
 ば振替とは關連せる現金の受拂すべき關係を省略して相殺する取引



なり例へば甲某が乙某に圖書を注文し代金を送るに當り甲某の郵便振替貯金の内にて乙某の郵便振替貯金の内に拂込むべく郵便局に通知するときには郵便局にては甲某の預金の内より支拂ふべき金額を引去り乙某の預金額に差加ふるなり然るときは甲乙兩人の間には現金の受渡をなさずして一方は代金支拂濟みとなり一方は代金受取濟となる之共に圖書代と郵便貯金と振替たるものにして此場合に甲某に於ては圖書代は振替支拂にして預金は振替受入となり乙某之に反し圖書代は振替受入にして預金は振替支拂となるなり其他物品代と物品代との差引の如き總て現金省略の勘定にて差引をなす場合を振替と云ふなり

### 第三節 現金と金銀の區別

普通一般に云ふ現金は通用貨幣(兌換券金貨銀貨白銅銅貨)にして簿記

學上には更に銀行小切手預金手形銀行爲替郵便爲替等直ちに現金と引換得らるゝものは總て現金と見做す之れは所謂狹義の現金即ち一部の金銀を意味するに過ぎず

金銀とは狹義の現金なると振替金なるを論せず苟くも取引に依て生ずる收支勘定の總稱なるを以て(直接現金の收支は言ふに及ばず現金の移動によらざる振替計算の金迄も含む)簿記學上此の關係が最も重要なるものゝ一に屬す一方に勘定科目に依て收支計算をなす勘定の金額が一方金銀と必ず相對照する關係を有し其の一勘定毎に金銀の密着せる計算を云ふなり故に現金取引と振替取引との差別なく財産の増減變化事項を計算記録する上に於て必ず一方には金銀の結付くものと知るべし然れども收支計算簿記に於ては相對的計算を省き現金取引に就ては(現金)金銀なる勘定科目を一々現はさず金銀出納日記帳(一切の際)の收入總額及び支出總額(振替收支を含む)は金銀收入支出

の總計算なれば之れ所謂廣義の金銀なり

### 第四節 收支計算三者の關係

凡そ收入支出の計算は金錢價額の收支を司る計算方自己を中心として其の計算を操縦する關係を云ふ

總て收支をなす計算は計算方に集中し計算方に於ては財産の増減變化を右と左とに振分け金錢の動くべき方向を定め消費所得資産負債の結果を見るべく計算處理をなす其の機關を計算方と云ふものにして例へば茲に積極的財産一千五百圓内譯(不動産一千圓被服三百圓什器百五十圓現金五十圓)を所有する一家ありとせば之れを計算處理するに當り元入者たる身代勘定より受入たる一千五百圓を收入し更に一千圓にて不動産を三百圓にて被服を百五十圓にて什器を買入れ支出したると見て計算をなすなり又米屋より精米三斗を金六圓掛にて

買入たりとせば後日米屋に支拂ふべき借金即ち(未拂金)なる收入勘定を生し買入れたる精米代即ち(消費)なる支出勘定を生ずるなり

斯の如く計算方が收入すべき關係と支出すべき關係とを認むる以上は計算方は自己を本位として金銀の動くべき方向を指令する機關なりと云ふことを得べし今此の關係に付て圖解を以て左に示さん

### 第一





第一圖の如く収入には(身代勘定)一千五百圓(身代勘定)より収入し支出には(不動産)へ一千圓(被服)へ三百圓(什器)へ百五十圓を(有價物代)支出するものなり

第二圖も同じく収入には(未拂金)より(米屋の借金を生ず)六圓を収入し支出には(賄費)六圓を(消費)支出したるものなり

右の如く収入支出は一取引毎に三者の關係を有し而して之れが收支の計算をなす場合は計算方が身代勘定より収入し又計算方は不動産被服什器へ支出をなすものなればなり

茲に云ふ計算方とは主人と妻君と家族と雇人とを問はず記帳する其の人を計算方となす計算方は収入支出を擔當し必要に應じ収入或は支出をなす役目なれば初め身代勘定より預りたる一千五百圓を収入し直ちに不動産被服什器等へ合計一千四百五十圓を振替支出し而して差引殘金五十圓は其の日の終りに銀行へ預け入れ若しくは(手許金庫係)へ渡すものとす是に於て收支平均の理に基き収入支出共相均しきを見る

(注意)銀行なる金融機關の完備と世の經濟發達に伴ひ銀行を自己の金庫となし日々の収入金額は銀行に預け入れ支出の場合は小切手を振出して振替支出をなすは經濟上の趨勢にして大會計にては既に斯くの如き状態になり居れり故に日々の収入金額は銀行へ預け入れ日々の支出金額は銀行より引出して振替支出するものと知るべし前述收支の四種及金銀の意味を了解し三者の關係を知るあらば收支勘定八

種の變化に就て例を擧げて説明すべし

### 第五節 收入支出演習問題

- (一) 乙野次郎より何月分家賃金拾圓を現金にて受取る  
貸家料 (現金収入 財産を増す)  
貸家料勘定は現金収入にして所得となるべきものなれば自己の財産が増加すべきものなり
- (二) 家屋を賣渡し代金壹千圓現金にて受取る  
地所建物 (現金収入 有價物代を受取る)
- (三) 天野三郎より現金五百圓の借入をなす  
借入金 (現金収入 借金を生ず)
- (四) 甲商店に兼て貸渡したる元金貳百圓本日現金を以て返済ありたり

- 貸金 (現金収入 貸金を受取る)
- (五) 下婢三人本月分手當金拾圓を渡す  
雇人費 (現金支出 消費勘定にて財産を減す)
- (六) 道具屋より机一脚買入れ代金參圓現金にて支拂ふ  
什器 (現金支出 有價物代を支拂ふ)
- (七) 上田三郎に金貳拾圓五日間限り一時立替をなす  
立替金 (現金支出 貸金を生ず)
- (八) 大原三郎より借用したる金參拾圓を本日返済せり  
借入金 (現金支出 借金を返す)
- (九) 外山泰助の貸金五拾圓本日受取るべき所代りとして紬織五反  
(一反に付拾圓)を受取る  
貸金 (振替収入 貸金受取る)  
被服 (振替支出 有價物代を支拂ふ)

- (一〇) 金庫一個買入代金六十圓は某銀行預金の内にて支拂ふ
  - 預ケ金 (振替收入 預け金を受取る)
  - 什器 (振替支出 有價物代を支拂ふ)
- (一一) 山下商店より公債證書百圓券一枚九拾圓を掛にて買入る
  - 山下商店 (掛代金) (振替收入 借金を生ず)
  - 公債證書 (振替支出 有價物代を支拂ふ)
- (一二) 野寺信吉よりの預金參拾圓ありたる所同人の土地賣買周旋をなし受取るべき手数料金參拾圓と差引をなす
  - 手数料 (振替收入 所得財産を増す)
  - 預金 (振替支出 借金を返す)

### 第六節 帳簿の組織及種類

組織 帳簿は會計の記録にして收支計算の順序に従ひ明瞭に記載す

るものとす今大別すれば左の三とす

- (一) 主要帳
- (二) 補助簿
- (三) 諸表

一會計を整理するには以上の諸帳簿によりて組立つなり就中主要帳とは收支勘定の生したる順序に従ひ細大漏すことなく記載するものにして他の帳簿の基礎となるべきものなれば必ず本帳簿を備付ざるべからず

#### (一) 主要帳

##### 金錢出納日記帳

金錢出納日記帳は日々收入支出の勘定の生する順序に従ひ現金及び振替取引の事實を明細に記載し尙勘定の性質により適宜の勘定科目を附して收支を區別し其經過を明瞭にするにあり斯く金錢出納日記

帳は收支の事實を記載するを以て一見過去に於て身代に及ぼせる増減變化の事蹟を知ることを得恰も身代の歴史たるなり、而して他の帳簿は此金銀出納日記帳を基礎として記入すべきものなれば其取扱は一層鄭重にせざるべからず

## 元帳

元帳は財産増減變化事項を總括的記入するものなり故に金銀出納日記帳に記入したる順序に依り勘定科目の異なるに従ひ各勘定科目毎に(口座)見出を設け同一の勘定科目を一個所の口座に纏めて差引計算をなし現在の收支計算を明かにするものなり而して財産の状態を知るに便ならしむ

## (二) 補助簿

補助簿は主要帳に記入したる勘定中必要に應し特に重要なる勘定のみに付き其明細なる事故を知るために設くる所の帳簿にして主要帳

の如く一般の勘定に及ぼさず一部の勘定に限らるゝを以て時機に應し適宜に増減をなすことを得

其概略を示せば現金出納簿、所有物明細簿、公債證書株券内譯簿、貸金内譯簿、貸地貸出内譯簿、預り金勘定元簿、雜費内譯簿等の如し

現金出納簿 現金の受入支拂をなす時に限り記入するものにして月々の入金高、出金高及び現在手許に残る所の現金の高を明にし實際金庫に存せる金高は帳簿上の金額と常に符合するを要す

現金の如きは會計取扱上最も數多くして且つ間違ひ易く他の財産に比して危険多きを以つて特に帳簿を設くるの必要あるなり

所有物明細簿 一般の財産として價格を永久に保存し得べき動産及不動産勘定に付き其明細を知る爲めに設くる帳簿にして土地、家屋、什器等の數量及金額を明かにす唯金錢出納簿の如く記入すべき勘定が一種類にあらざるを以て各勘定科目の異なるに従ひ各自口座を設け

て一勘定毎に差引計算をなすものとす  
以上は補助簿として一般多く使用する所にして其他必要に應じ適宜に設くることを得るなり

## 諸表

表は總て主要帳に記入しある種々なる科目中現在の勘定又は過去に於ける勘定の總体を一表に集め一目の下に財産の現況を明かにするにありて日計表、月計表、財産目録、決算表等勘定科目を精算する目的の異なるに従ひ種々なる表を調製す之等後章實地に基き記入式を示すべし

## 第七節 帳簿の保存並に記入上の心得

帳簿は財産に關する會計上一切の事項が記録しあるを以て一家の消長に關する歴史を止め唯に會計の整理を爲すのみならず記録せる事

事蹟に鑑み豫算を立て將來の方針を謀り冗費を省き節度を守り生計を助くる資料となすべきものなれば一時にあらずして永く叮嚀に保存すべきは勿論將來の財産上に故障を生したる際には事實を明かにするに有力なる利益あるは言ふを俟たざるなり帳簿を開き記入を始むるや嚴格に取扱ひ記帳済となりて使用せざるに至るも保存に注意し破毀改作抹殺等をなすことなく又虫腐の憂ひなき様にせざるべからず尙帳簿の体裁に就ても注意を要す

以上述ぶるが如く帳簿は一家に取りて大切なるものなれば其記帳するに當り一字一句も忽かせにするを得ず字體は重に階行書を用ひ草書は可成用ひざるを可とす、インキも可成精良なるものを選び變色若しくはチラぬ様に注意すべし、之れ後日に至り字體不明にして事實を明かにするを得ざることあり加之帳簿面非常に不体裁に流るゝの悞れあり普通文字は一野の二分の一數字は三分の一位を見計ひて記入

するを可とす就中數字は金額を現はすを以て他の數字と混同せざる様一見明瞭にせざる可からず左に其數字見本を示さん

(12345678910)

若し記帳上誤記を生したる時は一定の方式に依り訂正し決して塗抹改作、削除等はなすべからず訂正の方法は誤字の中央に朱にて二線を引き其上部に正しく書替をなす金額を現はせる數字に限りては金額の内にて一字の誤りありと雖も全部を朱にて二線を引き書替へるものとす而して自己の捺印をなし置くべし

## 第二編

### 第一章 會計整理

前編に於て簿記の概要に付て收支關係及取引事項帳簿の種類等を述べたるを以て更に進みて一家財産の會計整理の方法を講せんと欲す整理の方法 抑も家政の範圍は一家の日常生活上要する所の一切の收支を明かにし依て生ずる財産の増減變化を知るものなり故に其帳簿に記入する事柄は収入にありては所有財産より生ずる所得の収入あり(貸家料、貸地料、預ケ金の利息等の如し)又勤勞より生ずる俸給又他人より借入る負債の収入あり又支出にありては生活に欠くへからざる食料費其他日常の一切消費に屬する費用あり或は貸金、預け金の如き資産に屬する支拂あり故に日常金錢出納は勿論收支の根源をなす財産の状態をも細かに記録なさざる可からず而して一家を整理するに當りてや財産の多寡によりて又其方法を同ふせずと雖も以下普通の家庭に於ける會計の状態に付て之か研究をなすへし



## 第二章 勘定科目

### 第一節 勘定科目の意義

勘定科目とは収入すべき勘定支出すべき勘定の性質に依り適當の名稱を附して整理する見出を云ふなり此名稱を勘定科目と云ふ故に勘定科目は計算を分類する所の標準となるものにして一般に解り易く且つ廣く應用さるべき名稱を以て複雑に陥らす疎雜に失せざる程度に於て分類をなすを可とす科目に於て正當を失するときは一家財産の狀況を明かにするを得ざるへし故に科目の作製に當りては宜しく慎重の態度を取り誤りなからんことを期せざるへからず然りと雖も元來科目なるものは便宜上勘定を差引する標準として附する名稱なれば同しく一家の財産を整理するに於ても收支の性質並に財産の大小に依りて各幾分の差異を生ずるは免かれず其分に應じ適度に作製するは記簿者の技倆に俟つべきなり

### 第二節 勘定科目の分類

既に述べたる如く勘定科目は收支の性質に依り一勘定毎に名稱を異にするも之れを大別するときは収入勘定及支拂勘定の二となる更に収入勘定を負債勘定及ひ之に屬する勘定並に所得勘定とし支出勘定を資産勘定及ひ之れに屬する勘定並に消費勘定とす

(一) 負債及び之に屬する勘定とは他より借入れ又は預りたる際に生ずる科目にして他日之に對し相當の代價を支拂ふべき義務を負ふものなり例へば借入金預り金等及之れに屬する勘定とは身代勘定(商店の資本金、會社の株金及諸積立金)等の如し

(二) 所得勘定とは勞力及所有財産より生ずる収入にして負債の如く他日支出を要するものにあらず自由に處分することを得るなり

而して所得の消費に超過するときは財産の増加となるなり例へば貸家賃、貸地代、預ケ金の利子、給料等の如し

(三) 資産勘定とは自己の所有する財産権にして生計の資料となるべきものなり貸金、預ケ金又は動産、不動産等の如き之なり

(四) 消費勘定とは支拂をなしたるときに價額を消滅する勘定にして消費費、雑費或は借金の利子又火災、地變の爲めに不時の損失を蒙りたる場合に生ずるものにして一度ひ支拂たるときは再び之を收入するを得ず故に消費の所得に超過するときは財産の減少を來すものなり

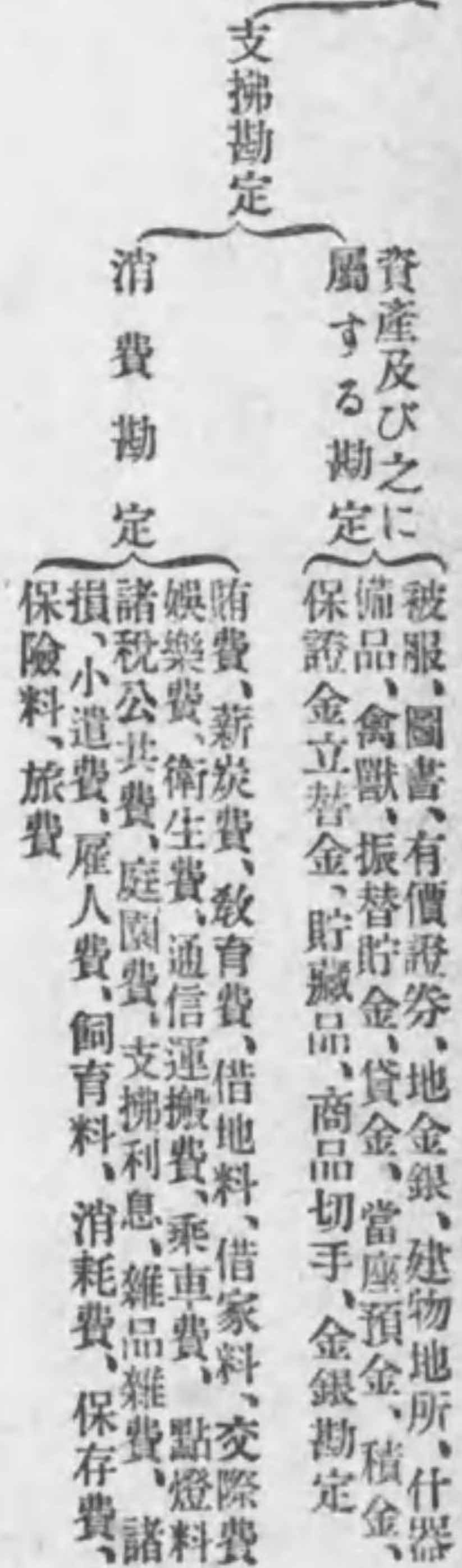
### 第三節 勘定科目設定

勘定科目を設くるには意義及分類に於て説きたる如く之れを一定すること難しと雖も其の準據すべき標準なかるべからず物品の買入に

付ては使用すべき目的及使用の用途に依り科目の性質を異にするものとす例へば酒、ビール、肉、魚類、菓子等を買入たる場合に賄用の目的なれば賄費勘定にして交際上客の馳走をなすが如き場合は交際費勘定なりとす亦葡萄酒の如きも殊に藥用の目的にて買入れ衛生上飲用するものなれば衛生費勘定となすべし而して勘定科目の數を多くするときは計算整理上複雑を來し却て不便の嫌なきにあらず或は目的及立場を明瞭に區別し得られざる場合あり例へば什器と備品通信と運搬雜品と雜費等の如き其他如斯關係種々あり敢て之れ等の關係を強て區分する必要を認めざれば同一の科目にして整理するを可とす以上諸勘定に基き普通用ふる所の勘定科目を左に示すべし

収入勘定	負債及び之に屬する勘定
所得勘定	身代勘定、預リ金、借用金、未拂金、營業方
俸給、年俸、月俸、年金、恩給金、賞與金、營業益	
金、配當金、貸地料、貸家料、公債利子、受取利	
子、雜收入	

勘定科目



第四節 收入勘定

第一項 負債及び之に屬する勘定

(一) 身代勘定 之は一家の生計に關する財産の増減變化を知る所の重要なるものなり故に主人より金錢其他の財産を受取りたるとき及び決算期に於て所得及び消費に差額を生したるときに用ふるものにして收入には該金額を受取りたるとき及び所得の差額を記入し又支拂には消費の差額を記入すへし

(二) 預り金 之は一時他人より金額を預りたるときに用ふるものにして收入に預り金を記入し支拂には辨濟金を記入し其殘高は現在の預り高を示す

(三) 借入金 或必要の爲め一定の契約によりて金銀を借入れたるときに用ふるものにして收支の關係は預り金と同一なり

(四) 未拂金 重に通帳を以て買物をなしたる場合に用ふるものにして他人へ支拂ふべき勘定の未濟額を記入す最初收入に記入し置き月末若しくは年末に至り勘定済となりたるとき支出に記入して差引するものとす而して殘額は其の未拂額を示すものなり

(五) 營業方 商店にして家政簿記を記入するには月々の生活費用は之れを營業方より仰かざるべからず而して必要に依り營業方より受入れたる金額を整理するとき用ふるものにして收入には該金額受入の都度之れを記入し假收入となし置き決算期に至り營業益金の報

告ありたるるとき支出に記入し差引をなすものなり若し營業益金が少なきときは其金額は収入に殘を存す而して収入に存する殘金は營業方よりの負債を示すものなり

### 第二項 所得勘定

- (六) 俸給 年俸月俸等を受取りたるときに用ふるものにして該金額は収入に記入すべし而して殘額は所得額を示すものなり
  - (七) 年金
  - (八) 恩給金
  - (九) 賞與金
  - (十) 配當金
- 以上四科目は受取りたるときに記入するものにして記入方は俸給と同一なり

- (十一) 營業益金 之れは營業方より決算濟となり利益の報告ありたるるとき用ふるものにして該金額は収入に記入するものなり
- (十二) 雜收入 臨時收入又は雜品賣却代及び田畑の耕作地を貸附け小作料等受取りたるときに用ふ記入方は俸給と同一なり
- (十三) 公債利子 諸公債の利子を受取りたるときに用ふ
- (十四) 受取利子 貸金當座預金定期預金銀行及郵便の貯金社債等の利子を受取りたるときに用ふ以上三科目共記入方は俸給と同一なり

b.29

### 第五節 支出勘定

#### 第一項 資産勘定

- (十三) 被服 衣服類、蒲團類、諸織物、足袋、手袋、襟卷、毛布類、袴、シャツ、股引、綿類、糸類、帽子、頭巾、肩掛、敷布、編物等、其他凡て寒暑防具として身體に纏ふべき被服類の新調仕立染代等を支拂だるときに用ふるものにして

支出には其調へたる金額を記し収入には賣拂たるるとき又は失ひたる  
ときに記入し而して其残額は現在資産高を示すものとす

(十四) 圖書 書籍、書畫類、書帖、繪圖類等を買入たるとき又は製本代を  
支出したるときに用ふるものにして記入方は被服と同一なり

(十五) 有價證券 公債證書、會社株券、社債券等賣買したるときに用ふ  
るものにして支出は買入額収入は其賣却額を記入し而して其残額は  
有價證券の有高を示すものなり

(十六) 地金銀 古金銀及び金塊銀塊等の貴金屬を賣買讓與したると  
きに用ふ收支の記入方は有價證券と同一なり

(十七) 建物地所 建物、土地及立木等賣買讓與又は被害の爲め價格を  
失ひたるときに用ふ記入方は有價證券と同一なり

(十八) 什器備品 總て器物日常使用する物品或は裝飾用に供するも  
のに長日月の間保存し或は使用に堪え得るものを云ふ即ち自動車、自

轉車、金庫、時計、戸棚、筆筒、長持、葛籠、書籍箱、机、鏡臺、椅子、腰掛、火鉢、蓑盆、蝙蝠  
上傘、上ステツキ、膳、腕、行李、靴、鍋、釜、鐵瓶、花瓶、掛物、屏風、風呂桶等賣買讓與  
したるときに用ふるものにして記入方は被服と同一なり

(十九) 禽獸 馬、鳥其他の動物を買入たるとき用ふるものにして記入  
方は被服と同一なり

(二十) 振替貯金 振替貯金局へ預け入れをなしたる場合に用ふるも  
のにして支出は其預けたる金額を記入し収入は返済を受けたる金額  
を記入し而して其残高は現在の預け高を示すものなり

(二十一) 貸金 他人に現金を貸附けたるときに用ふるものにして記  
入方は預金と同一なり

(二十二) 當座預金 銀行へ當座預けをなしたるときに用ふるものに  
して支出は預金額を記入し収入は預金引出額を記入すべし而して其  
残額は現在預金高を示すものなり

(二十三) 積金 銀行貯金又は郵便貯金、養老保険料等受渡したるときに用ふるものにして其記入方は預け金と同一なり

(二十四) 保証金 他へ保証として預け入れをなしたるときに用ゆるものにして初めに支出に記入し戻受けたるとき収入に記入するものなり

(二十五) 立替金 記入方は保証金と同一なり

(二十六) 貯藏品 日常消耗品にして一時に消費せず他日使用するものを買入たるときに用ふるものにして支出には買入額を記入し収入には漸次使用する毎に振替記入をなすべし而して其残額は貯藏品の現在高を示すものなり

(二十七) 商品切手 他より受入たるときに用ふ而して支拂に記入し置き商品と引換たるとき収入に記入して差引をなすものなり

(二十八) 金銀勘定 金銀出納日記帳には金銀なる科目を現はさずし

て日計表或決算表を調製する際に金銀出納日記帳の收支の差即ち現金の手許有高に相當する本日残高を金銀として支出に記入するなり

## 第二項 消費勘定

(二十九) 賄費 米、麥其他穀類、味噌、醬油、塩、酢、酒、砂糖、茶、魚其他肉類、野菜類、鶏卵、漬物其他日常庖厨の飲食物に要する費用を支拂たるときに用ふるものにして買入たる金額は支出に記し其残高は賄費の總額を示すものなり

(三十) 支拂利子 預り金、借入金等の利子を支出したるときに用ふ

(三十一) 薪炭費 薪炭、附木等の代價を支出したるときに用ふ

(三十二) 教育費 子弟の保育料、授業料、學校用書籍代、同器具及び筆墨、紙代等其他子弟教育の爲めに要する總ての費用を支出したるときに用ふ

- (三十三) 借地料 宅地其他土地を借入れ其借料を支出したるときに用ふ
- (三十四) 借家料 居宅、物置、倉庫等建物を借用し其料金即ち家賃を支出したるときに用ふ
- (三十五) 交際費 年始、歳暮、寒暑等其他祝の贈答又は親族知己朋友の間に於ける交際の費用、諸饗應費、土産物、吉凶事の進物、來客の接待費用等を支出したるときに用ふ
- (三十六) 娯樂費 興行其他の觀覽料及聽講料に支出したるときに用ふ
- (三十七) 衛生費 診察料、藥價、牛乳、ソツプ、葡萄酒諸滋養物代又は避暑暑費其他衛生上必要なる掃除費等に支出したるとき用ふ
- (三十八) 通信運搬費 郵便切手、端葉代、電信料、電話料、小包郵便料、貨物運送賃等に支出したるとき用ふ

(三十九) 乗車賃 瀛車、電車、人力車賃等を支出したるとき用ふ

(四十) 點燈費 石油、瓦斯燈油、電氣燈蠟燭等の代を支拂たるときに用ふ

(四十一) 諸稅 國稅、縣稅、市町村稅及水道稅を支出したるときに用ふ

(四十二) 公共費 町内費、祭禮費其他公共の費用等を支出したるときに用ふ

(四十三) 庭園費 植木、盆栽類及ひ庭園の手入人足賃等凡て庭園に屬する一切の費用を支出したるときに用ふ

(四十四) 雜品雜費 日用の膳、椀、茶椀、日用の筆、墨、紙、提灯、下駄、草履、傘、箒、繩、布巾、風呂敷、手拭、ハンカチーフ、火器、小刀、庖丁、鋏、石鹼、雜誌代、新聞代、洗濯賃等日常消耗し易き所の小口の諸雜品代及諸費用を支出したるときに用ふ

(四十五) 諸損 遺失、盜難、火災、天災、地變其他の出來事によりて起る不

意の損失を招きたるときに用ふ

(四十六) 小遣費 祖父母、父母、夫妻、兄弟、姉妹、子孫等一身上の費用(湯、鑪、理、結、鏡、湯、枝、齒、磨、煙、草、玩、具、其、他、靴、)にして一時渡し又は時々支出したるときに用ふ

(四十七) 雇人費 下男、下女其他雇人の給金及び心付け等支出したるときに用ふ

(四十八) 飼育料 馬、鳥其他の動物の飼育費其他之れに關する一切の消費費を支出したるときに用ふ

(四十九) 消耗費 自動車、自轉車等に關する油及び其他の消費費を支出したるときに用ふ

(五十) 保存費 地所、家屋、園、塀、疊、建具又は石垣、井戸、溝及び備品、被服、圖書等の修繕費を支出したるときに用ふ

(五十一) 保険料 生命保険及家屋、倉庫等の火災保険料等を支出した

るときに用ふ

支拂利息以下二十四科目共記入方は賄費と同一なり

以上普通に用ふる科目なるも各家庭の程度及び種類により同一になし能はさることあり之等は整理者の實地に據り適宜に應用すへきものなり

### 第三章 帳簿の組立及び種類

#### 第一節 帳簿の組立方

帳簿とは會計の記録となるものにして苟くも會計の事故を生ずるときは其順序に従ひ細大漏すことなく記録に止めざるべからず今其組立に付き大別するときは左の三種となす

- (一) 主要帳
- (二) 補助簿
- (三) 諸表

主要帳とは會計整理上第一の基礎となるべきものにして會計の全般



に涉りて之れが記帳をなすものなり日記帳、元帳の如き帳簿を云ふ補助簿とは主要帳に記入しある會計の全般の中特に一部種類の會計に付詳細を知るの必要上設備する所の帳簿にして例へば金銭出納を明かにするには金銭出納簿を設け所有物の明細は所有物明細簿に記入するが如く一部の會計に限り特に設備するものなるを以て家政の状況に依り適宜に増減することを得表は帳簿に記録したる會計の状況を一表の下に總括して計算の總額及現在の勘定をして一目瞭然たらしめ以て財産の増減變化を知らしむると同時に記帳上計算の誤謬を正すの要に供するなり以下各帳簿及表に付き説明すへし

## 第一節 帳簿の種類

### 現金出納日記帳

此帳簿は日々生ずる所の収入支出の順序に従ひて其事柄を明かにし

且つ其勘定の種類に由て適宜の科目を附し以て收支を區別して元帳に轉記するの準備をなすべし如斯他の帳簿の由て基礎となるべきものなれば其記入保存の上に付ても特に注意せざるべからず若し日記帳にして誤謬あるときは自然他の帳簿の錯誤を生ずればなり

### 元帳

元帳は出納日記帳に基き記載しある諸勘定の順序に従ひ各科目毎に口座を設け同一種類の勘定を各一個所に取り纏め過去及び現在の有様を明かに識るの要に供するなり

大會計に於て金銀勘定(金高)口座を設くる場合は出納日記帳の日々の合計收入總高を支出へ支出總高を收入へ反對轉記す何となれば元帳にては收入額と支出額と相均しきを要す但し小會計には金銀口座を省略す

### 金銭出納簿

此帳簿は金銭の出入のみに關する一切の勘定を記入するものにして日々金銭の收入高支出高及手許有高を明かにするのみならず其事由を詳かにし以て元帳の不足を補ふ而して其残高は常に出納日記帳の残高と符合するを要す但し小會計には出納日記帳に現金出納の明細を記入しあれば省略す

所有物明細簿

此帳簿は動産及不動産に關する物品の詳細を知る爲めに設くるものにして種類に依り各口座を設け家屋、地所、什器等の物品に付き數量金額及び物品の性質等を明細にし現在の所有高を知るにあり

日計表

此表は所謂元帳の差引残高表にして元帳の各口座に於ける現在の勘定即ち残高の金額を一表に集め資産負債及び消費所得の有様を一覽に供するものなり加之該表に記載する所の支出勘定中本日残高を加

ふれば其收支勘定は平均を得るなり然るときは元帳計算の誤謬なきを證すると同時に財産の一覽をなすことを得記入の脱漏又は計算の齟齬を正すを得べし故に該表をして試算一覽表たるの別名ある所以なり其調製は日々行ふを普通とすれども會計の繁閑に依り五日或は一週に一回行ふも敢て妨げなし

月計表

本表の目的とするところは既に取引したる元帳各口座の合計及残高を一表に集めて取引の總額を知り進んで檢算をなすの用に供するなり而して本表の残高欄は日計表と異なることなし記入の方法は勘定科目の分類をなす分類とは摘要欄に所得勘定と記し其の下に所得の科目を列記し又消費勘定と記し消費の科目を列記し又負債勘定と記し負債の科目を列記し又負債に屬する勘定と記し負債に屬する科目を列記し又資産勘定と記し資産の科目を列記し又資産に屬する勘定と

記し資産に屬する科目を列記す而して一勘定毎に科目と勘定との間に朱の一線を引き各分類毎に小計し終りに總合計をなすときは収入残高欄は支出残高と平均し又収入合計欄は支出合計欄と相一致するものなり之れに依りて消費、所得、資産、負債の一覽及び合計残高の試算をなし得るなり更に檢算法とは元帳に於ける金銀口座以外の金額は金銀の金額と相對照するものなれば本表に於て金銀勘定収入の金額と他の勘定科目の支出總金額と一致し金銀勘定支出の金額は他の勘定科目の収入總金額と一致するなり若し主要帳に於て不正の記入をなし或は正當の手續きを缺き訂正を爲すか如き場合は收支は平均すると雖も該檢算に差額を生すべし之れ帳簿記入の不正確を發見する方法なり但し月計表を作成する場合は元帳に金銀口座を設くるものと知るべし而して表の最終に金銀勘定と記し其下に朱線を引き元帳金銀口座の収入合計を合計欄に残高を其残高欄に轉記するものとす

殘品殘高表(附評價表)

本表は決算期に於て現在の所有財産の總てを一々實物に付て殘品調査をなし相當の見積價額を以て金額を現はし現在の殘品總高を一目の下に知るの要に供するなり而して被服什器等の如き使用に依て價額を減するものは元帳及補助帳に於ける金額と相違を生すべし之れ即ち使用の減損額を示すものなれば評價の如何に依り身代の正確を缺く慮れあれば大へに注意すべきなり財産の現在高を現はす所の價格に付ては現今種々の説あれとも要するに身代の正確なる點を標準となすに付ては以下の方法に據るを最も適當となす即ち身代の價格は時價を標準として記入すへし但し時價の原價(買入價格)より騰貴したる場合には原價に依て記入するを可とす

茲に所謂評價は時價を標準となすことを根本とせしに關はらず例外として時價の原價より騰貴したる場合には原價に依るへしとなした

るは大に謂なきにあらざるなり時價の原價より下落したる場合或は時價と原價と同一價額なる場合には時價を標準とするも些の障害なしと雖も若し時價の原價より騰貴したる際に時價に依るは危険多きを以て之れと豫防したるに外ならず即ち騰貴したる時價に依るときは唯相場の変動のみにして實際の收入なきにも拘はらず財産の増加となり財産の増加は帳簿上所得とならざるを得ず然るとき空なる此所得に對して税金を納め或は慰勞金の如きに分配せんか分配額は現實に財産を減少するも時價は現實に身代の時價を保つものにあらず他日身代の時價下落するときは反動として尙一層の缺損を來すこととなり身代の基礎を危ふするに至る豈に慎ますして可ならんや此等の危険は前記評價法に依るときは能く避け得るなり

決算表

此表は會計決算の際に要するものにして元帳の各口座の勘定により

資産負債及消費所得に分類して爰に轉記して一期間に於ける身代に如何なる増減變化ありしやを明かにするものなり其調製法は決算の節に於て明かにすへし

第三章 家政簿記演習問題 豫算組立方

決算法并に預金貯金有價證券説明

第一節 豫算 (一)

大正何年四月一日

收入豫算高一ヶ月金一百圓

内俸給一百圓

支出豫算高金一百圓

内被服十一圓

同什器備品六圓

帳簿の種類

帳簿の種類

- 同教育費一圓五十錢
- 同乘車費三圓五十錢
- 同雜品雜費四圓七十錢
- 同薪炭費六圓
- 同賄費二十七圓
- 同積金七圓三十錢
- 同通信運搬費七十錢
- 同交際費一圓五十錢
- 同小遣費七圓五十錢
- 同借家料十八圓
- 同點燈費二圓三十錢
- 同雇人費三圓

次の如く豫算表を作るべし

豫算表

大正何年四月一日

料 目 収入金額  
 俸 給 一〇〇、〇〇〇

科 目	支出金額
被 服	一、〇〇〇
什器備品	六、〇〇〇
教 育 費	一、五〇〇
乘 車 費	三、五〇〇
雜品雜費	四、七〇〇
薪 炭 費	六、〇〇〇
賄 費	二七、〇〇〇
積 金	七、三〇〇
通信運搬費	七、〇〇〇
交 際 費	一、五〇〇
小 遣 費	七、五〇〇
合計	五三、〇〇〇

帳簿の種類

借家料	一八、〇〇〇
點燈費	二、三〇〇
雇人費	三、〇〇〇
合計	一〇〇、〇〇〇
合計	一〇〇、〇〇〇

豫算組立及作製法

豫算の組立は収入金額に依り支出を計り後に起るべき勘定科目を推定して科目毎に月々支出すべき金額に豫算し可成其の範圍内にて經濟を取る様になすべきものなり若し商業其他の家業にありては營業方より收入すべき額を定め置き月一回若しくは二回とし其の日限も豫め定め置くを宜しとす

豫算の組立を終れば直ちに豫算表を作成すべし該表は収入支出共摘要欄には科目を列記し同時に金額欄には豫算の金額を記入し而して總金額を計上し締切をなすものなり

更に第二節例題を出納日記に記入し元帳へ轉記する際元帳に口座を設くるや直ちに摘要欄内に其の豫算額を記入し置き然る後出納日記に記入しある順序に依り収入支出の取引を記入するものとす止むを得ず支出額が豫算額を超過し或科目に不足を生したるときは主人の承諾を得て後他の餘り居る科目より不足せる科目へ廻すことあるべし

此の場合は餘りある科目の豫算額を減し不足せる科目の豫算額に融通し増加するものとす

第二節 例題(一)

此の形式を洋式に直さんとせば從線を横線になし數字を算用數字に改むべし

大正何年四月一日

一主人より預りたる身代高左の如し

例題

- 一 被服見積金高五十圓(被服)
- 一 什器見積金高十五圓(什器備品)
- 一 現金三十圓

合計金九十五圓也(身代勘定)

- 同日 小學校用書籍金七十錢現金にて買入る(教育費)
- 二日 電車五十回數券を金二圓〇五錢現金にて買入る(乘車費)
- 同日 兒童用筆墨紙鉛筆を金五十錢現金にて買入る(教育費)
- 四日 茶菓用菓子を金二十五錢現金にて買入る(雜品雜費)
- 同日 薪金五十錢炭三俵一俵に付五十錢替現金にて買入る合計金二圓(薪炭費)
- 同日 賄用魚金七十五錢賄用野菜物金五十錢を現金にて買入る合計金一圓二十五錢(賄費)
- 五日 賄用牛肉三斤を現金にて買入る此金七十錢(賄費)

同日 米屋より精米二斗五升を掛にて買入る一圓に付五升四合替此金四圓六十錢也(賄費)(未拂金)

同日 晚餐用泉三升を泉屋より掛にて買入る一升に付金八十五錢替此金二圓五十五錢(賄費)(未拂金)

本日現金殘高金二十二圓五十五錢也

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

四月六日

郵便局へ貯金として金三十錢を預け入る(積金)

八日 客用茶碗五個一組金一圓二十五錢現金にて買入る(什器備品)

同日 食料魚金七十五錢野菜物金五十錢現金にて買入る合計一圓二十五錢(賄費)

同日 車代金五十錢を現金にて支拂ふ(乘車費)

九日 本月份授業料金二十錢を支拂ふ(教育費)

十日 郵便切手三錢十枚葉書十枚を現金にて買入る此金四十五錢(通信運搬費)

同日 賄用牛肉三斤金七十錢現金にて買入る(賄費)

本日現金残高十七圓九十錢也

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

四月十二日

食料果物十五錢現金にて買入る(雜品雜費)

十三日 賄用鯉節二十五錢現金にて買入る(賄費)

同日 賄用魚金七十五錢野菜物金五十錢を現金にて買入る合計一圓

二十五錢賄費)

十四日 薪金五十錢炭三俵一俵に付五十錢替現金にて買入る此金二

圓薪炭費)

十五日 進物用鶏卵を金六十錢現金にて買入る(交際費)

同日 賄用牛肉三斤を金七十錢現金にて買入る(賄費)

同日 人力車代金五十錢を支拂ふ(乘車費)

本日現金残高十二圓四十五錢也

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

四月十八日

髮油並に元結を買入れ現金五十錢を支拂ふ(雜品雜費)

同日 厨膳用魚金七十五錢野菜物金五十錢現金にて買入る合計金一

圓二十五錢(賄費)

同日 家族の下駄及足駄金一圓五十錢現金にて買入れ各々へ渡す(雜

品雜費)

十九日 賄用茶一斤金七十錢現金にて買入る(賄費)

二十日 厨膳用牛肉三斤を金七十錢現金にて買入る(賄費)

同日 晚酌用酒三升を泉屋より掛にて買入る一升に付八十五錢替此



金二圓五十五錢也(賄費未拂金)

本日現金殘高七圓八十錢也

日記帳の記入終るや元帳へ轉記し日計表を作るべし

四月二十一日

煙草五十錢を現金にて買入る(雜品雜費)

同日 米屋より精米二斗五升を掛にて買入る一圓に付五升四合替此

金四圓六十錢也(賄費未拂金)

二十二日 砂糖金六十錢現金にて買入る(賄費)

同日 賄用魚金七十五錢野菜物金五十錢現金にて買入る合計金一圓

二十五錢(賄費)

二十四日 洗濯賃金七十錢を現金にて支拂ふ(雜品雜費)

同日 薪金五十錢炭三俵一俵に付金五十錢替現金にて買入る合計二

圓(薪炭費)

二十五日 厨膳用牛肉三斤を金七十錢現金にて買入る(賄費)

同日 本月分俸給一百圓を現金にて受取る(俸給)

本日現金殘高一百〇二圓〇五錢也

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

二十六日 家族一箇月分小遣金七圓五十錢を渡す(小遣費)

二十七日 新聞及雜誌代金七十錢を現金にて支拂ふ(雜品雜費)

同日 家族用反物四反を一反二圓七十五錢の相場にて現金にて買入る此金十一圓也(被服)

二十八日 本月分家賃金十八圓を現金にて支拂ふ(借家料)

同日 男持洋傘金四圓五十錢現金にて買入る(什器備品)

同日 賄用魚金七十五錢野菜物金五十錢を現金にて買入る(賄費)

三十日 本月分電燈代金二圓三十錢を現金にて支拂ふ(點燈費)

同日 本月分下婢の給料三圓を現金にて支拂ふ(雇人費)

同日 米屋よりの買掛代金九圓二十錢酒屋よりの買掛代金五圓十錢を現金にて皆済す合計金十四圓三十錢也(未拂金)

同日 貯蓄銀行へ現金七圓を預け入る(積金)  
本日現金残高三十二圓五十錢也

以上の例題出納日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作り而して元帳の決算をなすべし而して左に示す日計表及決算表と符合することを要す

出納日記帳

年月日	科目	摘要	元帳丁数	收入	支出
四年	一身代勘定	現在財産高現金三十圓外次の通り	一	九五〇〇〇	
	被服	元入の内見積代	二		五〇〇〇〇
	什器備品	同	三		一五〇〇〇〇

年月日	科目	摘要	元帳丁数	收入	支出
四年	同教育費	小学校用書籍を買入る	四		七〇〇〇
	同乗車費	電車五十回數券買入る	五		二〇五〇〇
	同教育費	兒童用筆墨紙を買入る	六		五〇〇〇
	同雜品雜費	菓子を買入る	七		二〇〇〇
	同薪炭費	薪金五十錢炭三俵一俵に付五十錢替にて買入る	八		二〇〇〇
	同賄費	魚金七十五錢野菜金五十錢を買入る	八		一二五〇
	同賄費	牛肉三斤を買入る	八		一七〇〇
	同賄費	精米二斗五升を買入る	八		四六〇〇
	同賄費	外四合替通帳の通り	八		四六〇〇
	同未拂金	上記買掛代金	九		二五五〇
	同未拂金	酒三升を買掛す一升到付八十錢替通帳の通り	九		二五五〇
	同未拂金	上記買掛代金	九		二五五〇
	小計			七九六〇〇	
	本日残高			二二五五〇	
	総合計			一〇二一五〇	一〇二一五〇

出納日記帳

年月日	科目	摘要	丁元帳	收	入	支	出
四年	六貯	金郵便局へ貯金として預け入る	一				三〇〇
	同什器備品	客用茶碗一組を買入る	八				二二五〇
	八貯	魚金七十五錢野菜物金五十錢を買入る	一四				一五〇〇
	同乗車	費人力車代支拂ふ	五				二〇〇〇
	同教育	費授業料を支拂ふ	一				二〇〇〇
	九通信運搬	郵便切手葉書を買入る	八				四〇〇〇
	〇貯	費牛肉三斤を買入る	一				七〇〇〇
	小計			二二五五〇		四六五〇	
	前日越高						
	合計			二二五五〇		四六五〇	
	本日残高						
	総合計						

年月日	科目	摘要	丁元帳	收	入	支	出
	一三	雑品雜費果物を買入る	六				一五〇
	一二	魚節を買入る	八				二五〇
	一三	魚金七十五錢野菜物金五十錢を買入る	一四				二五〇
	同貯	薪金五十錢炭三俵一俵に付五十錢替にて買入る	七				〇〇〇
	一四	薪炭費	二				〇〇〇
	一五	交際費進物用鶏卵を買入る	七				六〇〇
	同貯	費牛肉三斤を買入る	八				七〇〇
	同乗車	費人力車代支拂ふ	五				五〇〇
	小計			二二五五〇		五四五〇	
	前日越高						
	合計			二二五五〇		五四五〇	
	本日残高						
	総合計						

出納日記帳

年月日	科目	摘要	元帳	丁帳	收	入	支	出
何年	一八	雜品雜費	髮油並に元結を買入る	六				五〇〇
	同	魚金七十五錢野菜物金五十錢を買入る	八				二五〇	〇〇
	同	雜品雜費	下駄及足駄を買入る	六			一五〇	〇〇
	一九	雜品雜費	茶を買入る	八			七〇〇	〇〇
	二〇	雜品雜費	牛肉三斤を買入る	八			七〇〇	〇〇
	同	酒三升を買入る	掛買す一升到付八十	九			二五五	〇〇
	同	費	酒三升を買入る	八			七〇〇	〇〇
	未拂	金	五錢替通帳の通り					〇〇
	未拂	金	上記買掛代金					〇〇
	小計						七二〇	〇〇
	前日越高							七二〇
	合計							七二〇
	本日残高							七二〇
	總合計							七二〇

出納日記帳

年月日	科目	摘要	元帳	丁帳	收	入	支	出
	二一	雜品雜費	煙草を買入る	六				五〇〇
	同	精米二斗五升を買入る	掛買す圓に五	八			四六〇	〇〇
	同	砂糖を買入る		八			六〇〇	〇〇
	同	魚金七十五錢野菜物金五十錢を買入る		八			二五〇	〇〇
	同	洗滌費	支拂ふ	六			七〇〇	〇〇
	同	薪炭	薪五十錢炭三俵一俵に付金	七			七〇〇	〇〇
	同	費	牛肉三斤を買入る	八			七〇〇	〇〇
	同	費	牛肉三斤を買入る	三			七〇〇	〇〇
	同	給給料を受入る		一			一〇〇	〇〇
	小計						一〇三	三五〇
	前日越高							一〇三
	合計							一〇三
	本日残高							一〇三
	總合計							一〇三

年月日	科目	摘要	元帳	收	入	支	出
四年	二六	小遣費	一四				七五〇〇
	二七	雑品雑費	同				七〇〇〇
	同被	新聞及雑誌代支拂ふ					七〇〇〇
	同被	服反物を買入る					〇〇〇〇
	二八	借家料	一五				〇〇〇〇
	同	本月分家賃を支拂ふ					〇〇〇〇
	同	什器備品	三				四五〇〇
	同	洋傘を買入る	八				〇〇〇〇
	同	魚金七十五錢野菜物金五十錢	一六				一二五〇
	三〇	點燈費	一七				二二〇〇
	同	本月分電燈代支拂ふ					〇〇〇〇
	同	雇人費	一七				三〇〇〇
	同	本月分下婢の給料を支拂ふ					〇〇〇〇
	同	米屋拂金九圓貳十錢酒屋拂金	一九				一四三〇〇
	同	未拂金	〇				七〇〇〇
	同	積金貯蓄銀行へ預け入る	一〇				〇〇〇〇
	小計					六九五五〇	
	前日越高			一〇二二			
	合計			一〇二二	〇五〇〇	六九五五〇	
	本日残高			一〇二二	〇五〇〇	三二五〇〇	
	總合計			一〇二二	〇五〇〇	一〇二二	〇五〇〇

出納日記帳の記入法

出納日記帳にて摘要には會計の事故を詳細に記載し其收支勘定の種類に従ひ摘要の勘定科目を附して科目欄内に記入して金額は收入支出に分類し各收支の仕譯をなすものなり而して其附したる科目は元帳の口座となるものにして元帳記入の準備たるなり毎日締切るべき性質のものなれども五日乃至一週間位に締切るも差支なし其の際に於ける收入支出の差は常に收入か支出に超過せる金額にして摘要には本日残高と朱記し支出金額欄に朱にて其差額を記入し合計するときは收支平均するを得へし而して其差額は即ち現金の手許に存在する高を示すものにして日計表又は其他の表を調製するに當り本日残高として之を支出へ朱書にて轉載さるゝものなり

元帳  
元帳  
帳  
七〇

一身代勘定

年月日	摘要	丁日 數記	收	入	支	出	支收 或	差引 殘高
四年 同	豫算増加額一ヶ月二 十圓宛	一	九	五〇〇〇			同收	一二九 五〇〇〇
同	元入高現金三十圓 被服五十圓什七圓 所得より	八	二六	五五〇				一二一 五五〇〇
同	負債へ	一			一二	五五〇		
同	同	二			二	五五〇		
二 被 服	同	二	一二	五〇〇				
			六	〇〇〇			同支	六一〇 〇〇〇
			六	〇〇〇				六一〇 〇〇〇
			九	四一〇				
			九	四一〇				

三 什器備品

年月日	摘要	丁日 數記	收	入	支	出	支收 或	差引 殘高
四年 同	一 豫算額六圓	一			一	五〇〇〇	同支	一五〇 〇〇〇
同	元入の内見積代	二			四	一五〇〇		一六二 五〇〇〇
同	八 茶碗を 購入	四			五	〇〇〇		二〇七 五〇〇〇
同	二 八 洋傘を 購入	二			七	五〇〇		二〇七 五〇〇〇
同	三〇 資産へ	九	二〇	七五〇				
		九	二〇	七五〇				
			六	〇〇〇			同支	六一〇 〇〇〇
			六	〇〇〇				六一〇 〇〇〇
			九	四一〇				
			九	四一〇				

四 教育費

年月日	摘要	丁日 數記	收	入	支	出	支收 或	差引 殘高
四年 同	一 豫算額一圓五十錢 小学校用書籍を 購入	一			七	〇〇〇	同支	一七〇 〇〇〇
同	二 兒童用筆墨紙鉛筆を 購入	一			五	〇〇〇		一二〇 〇〇〇
同	九 授業料を支拂ふ	二			〇	〇〇〇		一四〇 〇〇〇
			二	〇〇〇				
			二	〇〇〇				
			九	四一〇				
			九	四一〇				
			六	〇〇〇			同支	六一〇 〇〇〇
			六	〇〇〇				六一〇 〇〇〇
			九	四一〇				
			九	四一〇				

元帳

七一

光機

同三〇 消費へ

一元八

一四〇〇  
一四〇〇

一四〇〇

七二

五 乗車費

同 一 豫算額三圓五十錢  
同 二 電車回数券を買入る  
同 八 人力車賃支拂ふ  
同 〇 同

一元 八二二一

三〇五〇  
三〇五〇

三〇五〇  
二〇五〇  
五〇〇〇  
五〇〇〇

同同支

〇三二二  
〇〇五〇  
〇五〇〇

六 雑品雑費

同 一 豫算額四圓七十錢  
同 四 菓子を買入る  
同 二 菓物を買入る

二一

一五〇〇  
二五〇〇

同支

四二五〇  
〇五〇〇

七 薪炭費

同 一 髪油並に元結を買入る  
同 八 下駄及足駄を買入る  
同 同 煙草を買入る  
同 四 洗濯賃を支拂ふ  
同 七 新聞及雜誌代支拂ふ  
同 三 消費へ

一元 八四同同三

四四  
三三〇〇

四三〇〇  
一五五〇  
七〇〇〇  
七〇〇〇  
五〇〇〇  
五〇〇〇

同同同同同

〇四三二二  
三六九四九  
〇〇〇〇〇〇

年月日 摘要

同 一 豫算額六圓  
同 四 薪金五十錢炭三俵一俵に付五十錢替  
同 四 同  
同 二 同  
同 三 消費へ

一元 八三二一

六〇〇〇  
六〇〇〇

六〇〇〇  
二〇〇〇  
二〇〇〇  
二〇〇〇

同同支

〇六四二  
〇〇〇〇  
〇〇〇〇

丁日数記

收入

支出

支收或

差引殘高

元帳

七三





十一 積 金

何年	同	同	同	同
一	六	三	三	三
豫算額七圓三十錢	郵便局へ貯金として預け入る	貯蓄銀行へ貯け入る	未資産へ	
九	四	二	七	七
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	七三〇〇	七三〇〇
			七〇〇〇	三〇〇〇
			支	支
			〇	七三〇〇
				〇〇〇〇

十二 通信運搬費

何年	同	同	同
一	六	一	三
豫算額七拾錢	郵便切手端書を記入する	消費へ	
二	八	二	四
〇	〇	〇	四
			四五〇
			四五〇
			支
			〇
			四五〇

十二 交 際 費

何年	同	同	同
一	五	一	三
豫算額一圓五十錢	進物用鶏卵を調入る	消費へ	
二	八	二	六
〇	〇	〇	六
			〇〇〇
			六〇〇
			支
			〇
			六〇〇

十三 俸 給

何年	同	同	同
一	五	二	三
豫算額百圓	本月分給料を受取る	所得へ	
三	八	三	一
〇	〇	〇	〇
			〇〇〇
			一〇〇〇
			支
			〇
			一〇〇〇

十四 小 遣 費

何年	同	同	同
一	六	二	三
豫算額七圓五十錢	家族一箇月分小遣	消費へ	
四	八	四	七
〇	〇	〇	五
			〇〇〇
			七五〇〇
			支
			〇
			七五〇〇

十五元帳  
借家料

年月日	摘要	丁日數	記	收入	支出	收或支	差引殘高
何年 一	豫算額十八圓	八	四	一八〇〇〇	一八〇〇〇	支	一八〇〇〇
同 二	本月分家賃を支拂ふ	一八	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	支	〇〇〇
同 三	消費へ	一八	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	支	〇〇〇

十六點燈費

年月日	摘要	丁日數	記	收入	支出	收或支	差引殘高
何年 一	豫算額二圓三十錢	八	四	二二〇〇〇	二二〇〇〇	支	二二〇〇〇
同 三	本月分電燈代支拂ふ	二二	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	支	〇〇〇
同 〇	消費へ	二二	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	支	〇〇〇

十七雇人費

年月日	摘要	丁日數	記	收入	支出	收或支	差引殘高
何年 一	豫算額三圓	三	〇	三〇〇〇	三〇〇〇	支	三〇〇〇
同 三	本月分下婢の給料支拂ふ	三	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	支	〇〇〇
同 〇	消費へ	三	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	支	〇〇〇

十八所得消費

(所得) (消費)

年月日	摘要	丁日數	記	收入	支出	收或支	差引殘高
何年 三	所得勘定	一	三	一〇〇〇	〇	收	一〇〇〇
同 〇	俸給	一	〇	〇〇〇	〇	收	〇〇〇
同 〇	小計	一	〇	〇〇〇	〇	收	〇〇〇
同 〇	消費勘定	一	四	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	教育費	一	四	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	乘車費	一	五	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	雜品雜費	一	六	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	薪炭費	一	七	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	賄費	一	八	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	通信運搬費	一	二	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	交際費	一	二	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	小遣費	一	四	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇
同 〇	借家料	一	五	〇	一〇〇〇	支	一〇〇〇

元帳	同	同	同	元帳
點燈費	同	同	同	元帳
小計	同	同	同	元帳
身代勘定へ	同	同	同	元帳
十九 資産負債	同	同	同	元帳
丁日数記	元	元	元	元
一	一	七	六	八〇
收入	一〇〇〇〇	七三〇〇	二三〇〇	八〇
支出	一〇〇〇〇	二六五〇	三〇〇〇	八〇
所	〇	二六五五〇	〇	〇

何年三	年月日	摘要	丁日数記	收入	支出	支收或	差引残高
四		被服	二	六〇〇	一〇〇	〇	〇
		什器備品	三	七〇〇	二〇〇	〇	〇
		積高	〇	〇	〇	〇	〇
		本日残高	〇	〇	〇	〇	〇
		負債勘定	一	〇	〇	〇	〇
		小計	一	〇	〇	〇	〇
		附属身代勘定	一	〇	〇	〇	〇
		小計	一	〇	〇	〇	〇
		資産勘定	一	〇	〇	〇	〇

元帳記入法

元帳は出納日記帳に記載しある各勘定科目に依り口座を設け而して豫算表にある豫算額を摘要欄に記入し然る後金銀出納日記帳に記載ある勘定を一勘定毎に摘要に簡單なる事由を記し金額は出納日記帳と同一の方向に記入すると同時に元帳口座の丁數を出納日記帳の元丁欄に出納日記帳の丁數は元帳の日丁欄に相互交換して記入し轉記済の印となすものなり

日計表

摘要	收入金額	摘要	支出金額
身代勘定	九五〇〇〇	被服	五〇〇〇〇
未拂金	七一五〇〇	什器備品	一五〇〇〇
		教育費	一二〇〇〇

第一例題

日計表

摘要		收入金額		摘要		支出金額	
	未身代拂勘定金	九五〇〇	七一五〇	被服	一五〇〇	一六二五〇〇	一五〇〇
				什器	一〇〇〇	四〇〇〇	〇〇〇〇
				教養	一〇〇〇	五〇〇〇	〇〇〇〇
				乘車	三〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				雜品	四〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				薪炭	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				賄金	一三〇〇	二五〇〇	〇〇〇〇
				積貯	三〇〇〇	四〇〇〇	〇〇〇〇
				交通	六〇〇〇	五〇〇〇	〇〇〇〇
				信運	二〇〇〇	四〇〇〇	〇〇〇〇
				本際	一四〇〇	五〇〇〇	〇〇〇〇
				雜費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				日殘	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				高費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				一〇二一五〇			

大正何年四月十五日

日計表

摘要		收入金額		摘要		支出金額	
	未身代拂勘定金	九五〇〇	七一五〇	乘車	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
				雜品	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				薪炭	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				賄金	一三〇〇	二五〇〇	〇〇〇〇
				積貯	三〇〇〇	四〇〇〇	〇〇〇〇
				交通	六〇〇〇	五〇〇〇	〇〇〇〇
				信運	二〇〇〇	四〇〇〇	〇〇〇〇
				本際	一四〇〇	五〇〇〇	〇〇〇〇
				雜費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				日殘	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				高費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				一〇二一五〇			

大正何年四月十日

日計表

		身代勘定 未拂給								摘要
二〇九								一〇〇	九五〇	收入金額
三三〇〇								〇〇〇	〇〇〇	
		被服用品 什器備 教養 乘車費 雜品費 薪炭費 贈金費 積運搬 交通信 交際費 本日殘								摘要
二〇九	一〇二								一六〇	支出金額
三三〇〇	〇五〇		二五六	六〇〇	三六〇	三〇五	一〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

八五

大正何年四月二十五日

日計表

		身代勘定 未拂給								摘要
一〇四									九五〇	收入金額
七〇〇〇								〇〇〇	〇〇〇	
		被服用品 什器備 教養 乘車費 雜品費 薪炭費 贈金費 積運搬 交通信 交際費 本日殘								摘要
一〇四	七								一六〇	支出金額
七〇〇〇	八〇〇		一八四	四〇〇	二〇〇	三〇五	一〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

大正何年四月二十日

八四

大正何年四月三十日

摘要		収入金額		摘要		支出金額	
俸身代勘定給		一〇〇〇〇	九五〇〇	被服	六一〇〇	三二〇〇	二〇〇〇
				什器	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				教養	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
				乘車	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
				雜品	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
				薪炭	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
				積貯	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇
				交通	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
				小運	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇
				借入	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
				點燈	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				雇人	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
				本高	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
				日殘	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
					五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
					六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
					七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇
					八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
					九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇
					一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
					一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇
					一二〇〇〇	一二〇〇〇	一二〇〇〇
					一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇
					一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
					一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇
					一六〇〇〇	一六〇〇〇	一六〇〇〇
					一七〇〇〇	一七〇〇〇	一七〇〇〇
					一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇
					一九〇〇〇	一九〇〇〇	一九〇〇〇
					二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
					二一〇〇〇	二一〇〇〇	二一〇〇〇
					二二〇〇〇	二二〇〇〇	二二〇〇〇
					二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇
					二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇
					二五〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇
					二六〇〇〇	二六〇〇〇	二六〇〇〇
					二七〇〇〇	二七〇〇〇	二七〇〇〇
					二八〇〇〇	二八〇〇〇	二八〇〇〇
					二九〇〇〇	二九〇〇〇	二九〇〇〇
					三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
					三一〇〇〇	三一〇〇〇	三一〇〇〇
					三二〇〇〇	三二〇〇〇	三二〇〇〇
					三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
					三四〇〇〇	三四〇〇〇	三四〇〇〇
					三五〇〇〇	三五〇〇〇	三五〇〇〇
					三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇
					三七〇〇〇	三七〇〇〇	三七〇〇〇
					三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇
					三九〇〇〇	三九〇〇〇	三九〇〇〇
					四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇
					四一〇〇〇	四一〇〇〇	四一〇〇〇
					四二〇〇〇	四二〇〇〇	四二〇〇〇
					四三〇〇〇	四三〇〇〇	四三〇〇〇
					四四〇〇〇	四四〇〇〇	四四〇〇〇
					四五〇〇〇	四五〇〇〇	四五〇〇〇
					四六〇〇〇	四六〇〇〇	四六〇〇〇
					四七〇〇〇	四七〇〇〇	四七〇〇〇
					四八〇〇〇	四八〇〇〇	四八〇〇〇
					四九〇〇〇	四九〇〇〇	四九〇〇〇
					五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
					五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇
					五二〇〇〇	五二〇〇〇	五二〇〇〇
					五三〇〇〇	五三〇〇〇	五三〇〇〇
					五四〇〇〇	五四〇〇〇	五四〇〇〇
					五五〇〇〇	五五〇〇〇	五五〇〇〇
					五六〇〇〇	五六〇〇〇	五六〇〇〇
					五七〇〇〇	五七〇〇〇	五七〇〇〇
					五八〇〇〇	五八〇〇〇	五八〇〇〇
					五九〇〇〇	五九〇〇〇	五九〇〇〇
					六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇
					六一〇〇〇	六一〇〇〇	六一〇〇〇
					六二〇〇〇	六二〇〇〇	六二〇〇〇
					六三〇〇〇	六三〇〇〇	六三〇〇〇
					六四〇〇〇	六四〇〇〇	六四〇〇〇
					六五〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇
					六六〇〇〇	六六〇〇〇	六六〇〇〇
					六七〇〇〇	六七〇〇〇	六七〇〇〇
					六八〇〇〇	六八〇〇〇	六八〇〇〇
					六九〇〇〇	六九〇〇〇	六九〇〇〇
					七〇〇〇〇	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇
					七一〇〇〇	七一〇〇〇	七一〇〇〇
					七二〇〇〇	七二〇〇〇	七二〇〇〇
					七三〇〇〇	七三〇〇〇	七三〇〇〇
					七四〇〇〇	七四〇〇〇	七四〇〇〇
					七五〇〇〇	七五〇〇〇	七五〇〇〇
					七六〇〇〇	七六〇〇〇	七六〇〇〇
					七七〇〇〇	七七〇〇〇	七七〇〇〇
					七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇
					七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇
					八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇
					八一〇〇〇	八一〇〇〇	八一〇〇〇
					八二〇〇〇	八二〇〇〇	八二〇〇〇
					八三〇〇〇	八三〇〇〇	八三〇〇〇
					八四〇〇〇	八四〇〇〇	八四〇〇〇
					八五〇〇〇	八五〇〇〇	八五〇〇〇
					八六〇〇〇	八六〇〇〇	八六〇〇〇
					八七〇〇〇	八七〇〇〇	八七〇〇〇
					八八〇〇〇	八八〇〇〇	八八〇〇〇
					八九〇〇〇	八九〇〇〇	八九〇〇〇
					九〇〇〇〇	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇
					九一〇〇〇	九一〇〇〇	九一〇〇〇
					九二〇〇〇	九二〇〇〇	九二〇〇〇
					九三〇〇〇	九三〇〇〇	九三〇〇〇
					九四〇〇〇	九四〇〇〇	九四〇〇〇
					九五〇〇〇	九五〇〇〇	九五〇〇〇
					九六〇〇〇	九六〇〇〇	九六〇〇〇
					九七〇〇〇	九七〇〇〇	九七〇〇〇
					九八〇〇〇	九八〇〇〇	九八〇〇〇
					九九〇〇〇	九九〇〇〇	九九〇〇〇
					一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇

日計表調製法

日計表は前に説明せる如く諸勘定の現在の勘定を一括して財産の状況を知るに於けるを以て元帳各口座の収入及支出の差引したる差は即ち現在の計算に表す金額なるを以て其金額を日計表の同一の側に轉載するなり而して最後に出納日記帳の本日残高を朱にて支出の欄に計上するときは兩々相平均するを見る之れ元帳記入上誤謬なきを證することを得るなり

第三節 決算の意義及目的

決算とは既往に於ける一切の會計を整理する爲めに一定の時期に於て締切ることを云ふ之れ會計の事故は事些細に渉るを以て數年度放任して顧みざる時は勢ひ會計の紊亂を免かれず惹ては身代の盡滅に歸するの例又少からざるなり豈鑑みざるへけんや

決算の目的とする所は如斯危険を避て身代の状況を明かにし既往の事蹟に鑑み將來の方針を定むる手段たらしむるにあり故に決算にして嚴格に行はれんか例令中間弊奸邪智の徒ありて會計上不正の行爲あると雖も忽ち暴露し又之を明かにすることを得決算は家業の都合により毎月一回若しくは半年又一年毎に行ひ以て身代の増減變化を正確にし基礎を安固ならしむるを要す

#### 第四節 決算の時季

個人の家政にては決算をなすべき時季は何時が最も適當なるやと云ふに其の家業に依り一定すること能はざれども概ね月給の家庭は月毎に決算をなし商業其他の家庭にありては其の家業の決算と時季を同じくするを可とす

月給の家庭は収入の途單純にして月末には定まりたる収入のあるも

のなれば其の収入高に依りて支出を計り得らるゝが故に月々決算を行ひ消費所得の勘定を明確にするを得策なりとす

商業其他の家庭に於ける決算は其の家業の決算と時季を同じくすべし何となれば月給の家庭の如く他より定まりたる収入の途なく月々要する費用は之れを營業方より収入し置き(之れは一時營業方より借勘定となる)營業の決算済となりて營業方より利益金の報告ありたる場合に其の利益金を以て辨済をなすものなれば是に於て利益金を(所得)収入となし而して營業方の(借勘定)に支出の振替記入をなすものなり故に年一回決算の家業にありては一回年二回の家業にありては二回行ふを宜しとす

#### 第五節 決算記入の順序

決算の何たるやに就ては既に述べたるを以て更に進んで其記入方法

を研究すべし

- (一) 元帳の末尾に收支決算の口座を設くべし
- (二) 元帳口座中身代勘定を除き其他は資産及負債に属する口座の摘要に朱にて資産(若し負債及び之れに属する口座なるときは負債と朱記す)と記し金額は収入と支出との各合計の差額を其小なる側に記入すべし

(三) 金銀勘定は出納日記帳の本日残高を支出欄に朱にて記入すべし但し決算には墨書す元帳へ口座を設ける場合に其の収入金額を支出へ轉記すると同じ意味なり(資産)

(四) 元帳口座中消費及所得に属する勘定口座は各摘要に所得口座にては所得へとし消費口座にては消費へと各々朱記し金額は收支の差を小なる側に記入すべし

(五) 元帳にて消費及所得と朱記せる金額を收支決算口座の摘要に

所得勘定を設け其下に所得に属する勘定を記し金額は収入欄に黒記し小計をなし又其下に消費勘定を設け同消費に属する勘定を支出欄に記し而して小計し差引きをなし所得に差額を生じたるときは朱にて摘要に身代勘定と記し金額は支出欄に記し又身代勘定口座の摘要に所得と記し収入欄に黒記し若し消費に差額あるときは同欄に消費と記して金額支出の欄に記入すべし

各口座の丁數と收支決算口座の丁數とを交換記入すべし

(六) 身代勘定口座の収入及支出金額の差引をなし其差引収入にありたるときは摘要に負債に属すると朱記し(若し支出にあるときは資産に属すると朱記す)金額は小なる方へ朱記すべし

(七) 收支決算口座にて所得消費の合計の下に負債及び之に属する勘定を設け其下に元帳中負債及び之に属するものを爰に列記し金額は収入欄に記入合計し尙ほ其下に資産及び之れに属する勘定を設け



同資産及び之れに屬するものを前同様に記し金額は支出欄に記入し合計をなすべし而して其合計は收支必ず平均を得べし

(八) 元帳口座にて身代勘定を始め總ての口座を合計すべし  
今決算の記入順序は茲に述べたるが如し決算の形式は元帳の終にある形式を参照すべし而して收支決算表を調製する場合は元帳の決算口座を其儘引寫すものとす

第六節 豫算 (二)

大正何年七月一日

收入豫算高金四百二十五圓

内營業方三百圓

内公債利子壹百二十五圓

支出豫算高金四百二十五圓

内什器備品四圓

内被服三十四圓

内賄費壹百〇二圓

内教育費十圓

内乘車費八圓二十錢

内通信運搬費四圓四十錢

内點燈料五圓四十錢

内雜品雜費十九圓

内薪炭費十六圓

内交際費五圓

内保存費十二圓

内保險料二十一圓

内諸稅十七圓

内小遣費三十圓  
 内積金壹百二十五圓  
 内雇人費十二圓  
 豫算を定むるや前例に倣ひ直ちに豫算表を作るべし

第七節 例題 (二)

大正何年七月一日  
 主人より預りたる身代左の如し  
 一五分利公債證書百圓券五十枚此價額五千圓也  
 一地面付家屋瓦葺二階建一棟六十坪此見積價格四千圓地所神田美土  
 代町八十坪見積價格四千圓合計八千圓也  
 一什器 金庫及時計其他見積價格三百圓也  
 一被服 衣類其他見積價格二百圓也

一現金三十五圓也  
 合計金壹萬三千五百三十五圓也  
 同日 牛肉四斤を一圓現金にて買入る  
 七月三日  
 兒童用筆墨紙を現金にて買入る代金八十錢  
 同日 魚金壹圓五十錢醬油金一圓二十五錢を現金にて買入る  
 七月四日  
 電車五拾回券金二圓五錢現金にて買入る  
 同日 酒屋より酒五升を掛にて買入る一升に付九十錢の相場  
 七月五日  
 郵便三錢切手二十枚葉書二十枚現金にて買入る  
 同日 野菜物五十錢砂糖六十錢現金にて買入る  
 本日金錢殘高二十六圓七十錢

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

七月六日

本月分電燈料金一圓二十錢現金にて支拂ふ

同日 米屋より精米三斗を掛にて買入る一圓に付六舛の替此金五圓

同日 牛肉四斤を現金一圓にて買入る

七月七日

自用菓子五十錢現金にて買入る

同日 薪金一圓二十錢炭四俵を現金にて買入る一俵に付七十錢替

七月八日

進物用鶏卵を買入れ現金一圓を支拂ふ

同日 魚金二圓七十五錢を現金にて買入る

七月九日

客用茶碗十個を現金七十五錢にて買入る

同日 野菜物を現金一圓十錢にて買入る

七月十日

兒童用書籍を現金にて買入る金九十錢

同日 人力車賃を支拂ふ現金五十錢

本日金銭殘高十三圓

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

七月十一日

營業方より第一銀行宛の小切手五十圓を受取り同行に就きて現金に引換をなす

同日 賄用牛肉四斤を現金一圓にて買入る

七月十二日

下駄及足駄を現金二圓にて買入る

七月十三日

七月十四日 賄用魚五十錢醬油二圓二十五錢を現金にて買入る

本月分授業料二圓八十錢を現金にて支拂ふ

同日 野菜物六十錢砂糖五十錢現金にて買入る

七月十五日

疊表換に付表代金十圓及手間賃二圓を現金にて支拂ふ

本日金銭残高四十一圓三十五錢

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

七月十六日

賄用牛肉四斤を現金一圓にて買入る

七月十七日

生命保險會社へ保險金十圓五十錢を現金にて拂渡す

同日 酒屋より晚餐用酒五升を掛にて買入る一升に付九十錢の相場

七月十八日

賄用魚金二圓味噌代七十五錢を買入れ現金支拂ふ

七月十九日

自用鯉節及砂糖を現金二圓にて買入る

同日 野菜物一圓十錢現金にて買入る

七月二十日

自用刻及卷煙草を買入れ現金二圓五十錢を拂渡す

同日 米屋より精米三斗を掛にて買入る一圓に付五升四合四勺此代

金五圓五十錢也

同日 薪金一圓二十錢炭四俵一俵に付七十錢替にて買入れ現金を拂渡す

同日 人力車賃金五十錢を現金にて拂渡す

本日金銭残高十七圓

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

七月二十一日

賄用牛肉四斤を現金にて買入れ代金一圓を拂渡す

七月二十二日

洗濯賃一圓五十錢を現金にて支拂ふ

七月二十三日

賄用魚及蒲鉾金二圓七十五錢現金にて買入る

七月二十四日

兒童用小間物一圓七十錢を現金にて買入る

同日 野菜物一圓十錢現金にて買入る

七月二十五日

營業方より第一銀行宛小切手一百圓を受取り同行に就きて現金に引換をなす

同日 區彼所へ諸税金八圓五十錢を現金にて支拂ふ

本日金銭殘高一百圓四十五錢

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

七月二十六日

自用反物五反一反に付三圓替現金にて買入る此金十五圓也

同日 家族一箇月分小遣渡す此金十五圓也

同日 賄用牛肉四斤現金一圓にて買入る

七月二十七日

本月分新聞及雜誌代金一圓を現金にて支拂ふ

七月二十八日

自用醬油二圓二十五錢魚五十錢を現金にて買入る

同日 衣類の仕立賃一圓八十錢を現金にて支拂ふ

七月二十九日

野菜物六十錢砂糖六十錢を現金にて買入る

七月三十日

米屋よりの掛代金十圓五十錢酒屋よりの掛代金九圓現金拂渡す

同日

本月中下婢二人分給料六圓を現金にて支拂ふ

本日金銭残高三十六圓八十錢

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし而して左に示せる表と符合することを要す

前例題の續き

同年十二月一日

牛肉四斤を現金一圓にて買入る

十二月三日

兒童用筆墨紙を現金にて買入る八十錢

同日 魚二圓七十五錢現金にて買入る

十二月四日

電車五十回券を現金二圓〇五錢にて買入る

同日 酒屋より晚餐用酒五升を掛にて買入る一升に付九十錢替

十二月五日

郵便切手三錢を十枚葉書二十枚現金にて買入る此金六十錢

同日 野菜物六十錢砂糖五十錢を現金にて買入る

本日金銭残高二十八圓五十錢

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

十二月六日

本月分電燈料金一圓二十錢を現金にて支拂ふ

同日 米屋より精米三斗を掛にて買入る一圓に付六升の相場

同日 賄用牛肉四斤を現金一圓にて買入る

十二月七日

自用菓子を買入れ現金五十錢を支拂ふ

同日 薪金一圓二十錢炭四俵一俵に付七十錢替にて買入れ現金拂渡す此金四圓

十二月八日

進物用鶏卵金一圓現金にて買入る

同日 賄用魚二圓蒲鉾七十五錢を現金にて買入る

十二月九日

客用茶碗十箇現金にて買入る七十五錢

十二月十日

兒童用書籍九十錢現金にて買入る

同日 賄用野菜物五十錢砂糖六十錢を現金にて買入る

同日 人力車賃金五十錢を現金にて支拂ふ

本日金銭残十四圓八十錢

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作べし

十二月十一日

營業方より第一銀行宛小切手壹百圓を受取り同行に就きて現金に引換をなす

同日 賄用牛肉四斤を金一圓現金にて買入る

十二月十二日

下駄及足駄を現金にて買入る金二圓

十二月十三日

賄用魚五十錢醬油二圓二十五錢を現金にて買入る

十二月十四日

本月分授業料を支拂ぶ金二圓八十錢

十二月十五日

野菜物六十錢砂糖五十錢現金にて買入る

本日金銭残高五十五圓十五錢

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

十二月十六日

賄用牛肉四斤を現金一圓にて買入る

十二月十七日

生命保險會社へ保險料十圓五十錢を現金にて拂渡す

同日 酒屋より晚餐用酒五升を掛にて買入る一升に付九十錢の相場

此金四圓五十錢也

十二月十八日

賄用魚二圓蒲鉾七十五錢を現金にて買入る

同日 兒童用筆墨紙鉛筆を現金にて買入る此金一圓

十二月十九日

自用燈飾及砂糖を金二圓現金にて買入る

同日 野菜物一圓十錢を現金にて買入る

十二月二十日

自用刻及卷煙草二圓五十錢現金にて買入る

同日 米屋より精米三斗を掛にて買入る一圓に付五升四合四勺替此

金五圓五十錢也

同日 薪一圓二十錢炭四俵一俵に付七十錢の相場にて買入れ代金四

圓支拂ふ

同日 人力車賃五十錢を現金にて支拂ふ

本日金銭残高二十九圓八十錢

十二月二十一日

賄用牛肉四斤一圓現金にて買入る

十二月二十二日



洗濯賃一圓五十錢現金にて支拂ふ

同日 火鉢一箇を買入れ代金二圓を支拂ふ

十二月二十三日

賄用魚一圓五十錢醬油一圓二十五錢を現金にて買入る

同日 三錢郵便切手十枚葉書百八十枚年賀用として現金にて買入る

十二月二十四日

兒童用小間物一圓七十錢を現金にて買入る

同日 野菜物一圓十錢を現金にて買入る

十二月二十五日

營業方より第一銀行宛小切手壹百圓を受取り同行に就きて現金に引換をなす

同日 忘年會々費金二圓現金にて支拂ふ

同日 區役所へ諸税金八圓五十錢現金にて納む

同日 街燈及瓦斯燈代二圓五十錢現金にて支拂ふ

本日金錢高壹百〇三圓七十五錢

日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作るべし

十二月二十六日

紬表物二反裏地二反を現金十五圓にて買入る

同日 家族一個月分の小遣として現金十五圓を渡す

同日 賄用牛肉四斤を代金一圓現金にて買入る

十二月二十七日

本月分新聞及雜誌代一圓を現金にて支拂ふ

同日 人力車代一圓を現金にて支拂ふ

十二月二十八日

五分利公債證書の利息金壹百二十五圓を受取り直ちに貯蓄銀行へ預け入る

同日 賄用魚二圓七十五錢現金にて買入る  
 同日 衣服仕立賃一圓八十錢を現金にて支拂ふ  
 十二月二十九日  
 野菜物六十錢砂糖五十錢現金にて支拂ふ  
 十二月三十日  
 米屋よりの買掛代金十圓五十錢酒屋よりの買掛代金九圓合計  
 十九圓五十錢現金にて支拂ふ  
 同日 芝行に付人力車代五十錢現金にて支拂ふ  
 同日 本月中下婢二人の給料現金六圓を支拂ふ  
 同日 營業方より決算済にて營業利益金三百十圓の報告あり内金三  
 百圓は營業方よりの収入金と差引振替記入をなし殘金十圓を  
 現金にて受取る  
 本日金銭高四十九圓十錢

以上の例題出納日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作り前例  
 に倣ひ決算をなすべし左に示せる日計表及決算表と符合することを要す  
 元帳口座

身代勘定五公債證書四建物地所四什器七被服九賄費四九教育費一〇  
 乘車費一二未拂金一二通信費六點燈料六雜費一五薪炭費七交際費六  
 營業方七保存費五保險料六諸稅五小遣費五雇人費五公債利子四積金  
 四營業益金四所得消費二二資産負債一三

日計表

大正何年七月五日

第二例題一

摘要	收入金額	摘要	支出金額
身代勘定	一三五、三五〇〇〇	公債證書	五、〇〇〇〇〇
未拂金	四五〇〇	建物地所	八、〇〇〇〇〇
		什器備品	三〇〇〇〇〇
			〇〇〇〇

一三、六八五												
〇〇〇												
朱本	雇人	小遣	諸人	保險	保費	交際	薪炭	雜品	點燈	通信	乘車	教養
日	人	遣	遣	險	存	際	炭	品	燈	信	車	育
殘	費	費	稅	料	費	費	費	費	料	費	費	費
高	費	費	稅	料	費	費	費	費	料	費	費	費
一三、六八五	三六八	六〇〇	一五八	一〇五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三五六	四五六
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

一三、五三五												
九五〇〇												
朱本	通信	乘車	教養	賄服	被服	什器	建備	公債	地所	證書	摘要	支出金額
日	信	運	車	育	服	器	備	債	地	書	要	出
殘	搬	費	費	費	費	備	備	證	所	書	要	出
高	費	費	費	費	費	備	備	證	所	書	要	出
一三五三九	二六七	六〇〇	二〇五	八〇〇	九三五	二〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	二〇〇
九五〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

大正何年七月三十日

日計表

第二例題二



例題 (二)

合計金一萬三千六百五十三圓十錢

收支決算表

所得勘定

公債利子

金百二十五圓

營業益金

金三百十圓

合計金四百三十五圓

消費勘定

被服

金十五圓

賄費

金百〇一圓二十錢

教育費

金十圓

乘車費

金八圓十錢

通信運搬費

金四圓二十錢

點燈料

金四圓九十錢

雜品雜費

金十八圓四十錢

薪炭費

金十圓

交際費

金四圓

保存費

金六圓

保險料

金二十一圓

諸稅

金十七圓

小遣費

金三十圓

雇人費

金十二圓

合計金二百六十七圓八十錢

差引利益金百六十七圓二十錢

總合計金四百三十五圓

資産勘定

公債證書

金五千圓

例題 (一)

建物地所

金八千圓

什器備品

金三百〇三圓五十錢

被服

金二百十八圓六十錢

保存費

金六圓

積金

金百二十五圓

本日殘高

金四十九圓十錢

合計金一萬三千七百〇二圓二十錢

負債勘定

身代勘定

金一萬三千七百〇二圓二十錢

合計金一萬三千七百〇二圓二十錢

第七節 例題(三)

大正何年十二月一日

一主人より預りたる身代高左の如し

資産の部

一家屋 木造瓦葺二階建一棟五拾坪此見積一坪に付五十圓

價格 金二千五百圓

一同 木造瓦葺平家建一棟四拾坪此見積一坪に付三十圓

價格 金一千二百圓

一宅地 百坪此見積一坪に付十二圓

價格 金一千二百圓

一郵船會社株券五十圓券五十株一株に付金六拾圓

價格 金三千圓

一什器備品所有高(別に明細簿あるものと知るべし)

見積價格 金七百五十圓

一被服所有高(同)

見積價格 金五百五十圓

一 圖書所有高(同)

見積價格 金百五十圓

一 第一銀行當座預金 金一千三百圓

一 現金所有高 金三百三十五圓

合計金一萬〇九百八十五圓

負債の部

一 某呉服店反物代未拂勘定 金六十圓

一 預り金女中二人より 金三十四圓

合計 九十四圓

同日

一 咖啡五斤代金二圓五十錢一斤に付五十錢砂糖五斤代金一圓二十

錢一斤に付二十四錢替にて買入れ現金支拂ふ

一 掛物二幅代金五圓四十錢洋書額一枚代金三圓五十錢にて買入現

金支拂ふ

十二月二日

一 俱樂部會費金八十錢支拂ふ

十二月三日

一 高原外三名より十一月分家賃受取る此金三十六圓也

一 時計修繕料金五十五錢支拂ふ

一 茶二斤買入れ代金二圓四十錢支拂ふ

十二月四日

一 野菜物代金八十錢魚代金一圓四十錢支拂ふ

一 炭六俵代金三圓六十錢一俵に付六十錢の相場薪代金一圓二十錢

にて買入れ現金支拂ふ

十二月五日

一 米屋より精米二斗五升を掛にて買入る一圓に付五升替此金五圓

也但し通帳の通り

- 一 藥用葡萄酒半ダースを買入れ代金四圓八十錢支拂ふ
- 本日金錢殘高一百四十二圓八十五錢

十二月六日

- 一 泉屋商店より酒五升一升に付八十錢醬油一樽代金一圓五十錢の相場掛にて買入る此金七圓五十錢但し通帳の通り
- 一 電報料金二十錢葉書三十枚代金四十五錢三錢郵便切手二十枚代金六十錢合計一支拂ふ

- 一 電車五十回數券を買入れ代金二圓〇五錢を支拂ふ

十二月七日

- 一 長男信太郎の月謝金三圓長女梅子の月謝金二圓を支拂ふ
- 一 仁丹十錢包五個寶丹二十錢二錫を買入れ合計金九十錢支拂ふ

十二月八日

- 一 客用菓子を買入れ代金一圓支拂ふ
- 一 水晶印材一個を宮原様より甲州土産として購與せられたり此評價金十圓右に付尙彫刻代金二圓支拂ふ
- 一 牛肉二斤代金六十錢鹽漬豚肉五斤代金八十錢野菜物代金四十五錢支拂ふ

十二月九日

- 一 隣家生産祝として贈物をなす此費用金一圓也
- 一 信太郎梅子の學校用品買入代金三圓五十錢支拂ふ
- 一 主人誕生日に付親戚知己を招待し饗應費金十七圓支拂ふ
- 一 鯉節一貫目買入代金五圓五十錢支拂ふ

十二月十日

- 一 石鹼一箱買入れ代金五十錢支拂ふ
- 一 果物代金五十錢砂糖四斤代金九十五錢支拂ふ
- 一 家事用半紙十狀三十五錢上袋三狀十錢支拂ふ



- 一 鉢植松木買入代金五圓四十錢支拂ふ
- 一 庭園手入臨時雇人料金一圓五十錢支拂ふ
- 一 洋傘二本買入れ代金五圓五十錢支拂ふ
- 一 人力車代金五十錢支拂ふ

本日金銭残高二百八十六圓五十錢

十二月十一日

- 一 客用座蒲團十枚代金十一圓煙草盆一個代金二圓五十錢支拂ふ
  - 一 野菜物を買入れ代金八十四錢支拂ふ
  - 一 朱肉及黒肉の二種を買入れ代金五十錢支拂ふ
  - 一 炭取一個代金十四錢筭二本代金三十二錢支拂ふ
- 十二月十二日
- 一 麥酒一ダース代金二圓四十錢銚鐘詰金一圓三十五錢支拂ふ
  - 一 板塀破損に付修繕料金四圓五十錢支拂ふ

一 友人河野氏他地へ轉任に付送別會費金一圓支拂ふ

十二月十三日

- 一 學校用品を買入る金七十五錢
- 一 慈善會へ寄附金一圓を納む
- 一 反物五反一反に付五圓にて買入れ代金二十五圓を拂渡す

十二月十四日

- 一 靴刷毛一個並に靴墨一個買入代金二十五錢支拂ふ
- 一 鏡臺一個代金二圓五十錢を支拂ふ

十二月十五日

- 一 蛇の目傘二本一本一圓四十錢宛にて買入れ代金二圓八十錢支拂ふ
- 一 麻五十錢麻繩代二十五錢支拂ふ
- 一 牛肉一斤代金四十錢砂糖二斤代金四十八錢支拂ふ
- 一 野菜物を買入れ代金五十五錢支拂ふ

一 神田小川町にて商業簿記書一冊代金一圓二十錢銀行簿記書一冊代金一圓三十錢家政簿記書一冊代金一圓二十五錢買入れ代金三圓七十五錢拂渡す

一 本日金銭残高二百二十三圓五十二錢

十二月十六日

一 客用茶碗十人前代金二圓二十五錢支拂ふ

一 本月分雜誌五口分金一圓三十五錢支拂ふ

一 診察料及藥價代金一圓五十錢支拂ふ

一 町内會費支拂ふ金三十錢

十二月十七日

一 吉野氏より御歳暮として商品切手を贈與さる金額十圓也

一 人力車賃金七十五錢支拂ふ

十二月十八日

一 米屋より精米二斗五升を掛にて買入る一圓に付五升の相場此金五圓也但通帳の通り

一 大掃除費用金一圓四十錢支拂ふ

一 野菜物金一圓二十錢其他厨膳用諸買物金八十錢支拂ふ

十二月十九日

一 忘年會々費金一圓を拂渡す

一 下婢預り金の内二圓を返却す

一 下駄及足駄を買入れ金二圓五十錢支拂ふ

十二月二十日

一 酒屋より酒五升を掛にて買入る一升に付八十錢の相場此金四圓也但し通帳の通り

一 會社より本月分給料金二百五十圓を受取る

一 同年末賞與として金七百五十圓を受取る

- 一 養老保險會社へ保險料六ヶ月分金十二圓拂込む
- 一 振替貯金局へ加盟申込み保證金十圓也拂込む  
本日金銀殘高一千一百八十六圓四十七錢

十二月二十一日

- 一 去る十七日贈與されたる商品切手を以て反物二反と引換ふ一反に付金五圓宛
- 一 硯一個硯箱一個を買入れ金二圓三十錢支拂ふ
- 一 炭五俵代金三圓一俵に金六十錢の相場薪金一圓三十五錢支拂ふ
- 一 家事用筆墨紙を買入れ代金八十錢支拂ふ

十二月二十二日

- 一 新聞二口代金五十八錢支拂ふ
- 一 本月分電燈料及街燈代金三圓支拂ふ
- 一 ステッキ一本買入代金三圓五十錢支拂ふ

十二月二十三日

- 一 親戚知己へ歳暮遺物の買入代金三十圓支拂ふ
- 一 教育會々費十錢拂渡す
- 一 諸税金を區役所へ納む金十四圓五十三錢
- 一 去る二十日振替貯金局へ加盟申込の處本日許可の通知あり依て金五百圓を預け入れ振替貯金振出用紙五十枚を受取る

十二月二十四日

- 一 不用雜品を賣渡し金五圓四十錢受入る
- 一 隣家生産祝として贈り物をなす金七十錢
- 一 竹村氏より御歳暮として麥酒一タース山城外三名より菓子折詰四個を贈與さる此見積價格金八圓四十錢也

十二月二十五日

- 一 草履五足を買入れ金六十錢支拂ふ

- 一 人力車賃金六十錢支拂ふ
  - 一 下婢二人の本月分給料支拂ふ金六圓
  - 一 同兩人へ手當金四圓を與ふ
  - 一 汽船會社より所有株券に對し配當金二百二十五圓を受入れ手許在金四百圓を合せて直ちに第一銀行へ當座預金となす
  - 一 家族へ一ヶ月分小遣金三十五圓別に主人の小遣金十圓渡す  
本日金錢殘高二百七十五圓八十一錢
- 十二月二十六日
- 一 酒屋より酒五升を掛にて買入る一升八十錢の相場此金四圓也但し通帳の通り
  - 一 三錢郵便切手三十枚葉書二百枚を買入れ金三圓九十錢支拂ふ
- 十二月二十七日
- 一 人力車賃金七十錢支拂ふ

- 一 松飾手間代金一圓二十五錢支拂ふ
- 一 糯米六斗を一圓に付四升の相場にて買入れ摺賃其他諸入費金二圓十錢合計金十七圓十錢支拂ふ

十二月二十八日

- 一 麥酒一打金二圓四十錢味噌代金一圓五十錢にて買入れ現金支拂ふ
  - 一 米屋より精米三斗を掛にて買入る一圓に五升の相場此金六圓也但し通帳の通り
  - 一 市外電話料四口分支拂ふ金一圓
  - 一 小豆三升五十一錢煮豆三十四錢を買入れ現金支拂ふ
  - 一 牛乳代金一圓二十錢魚代金一圓三十五錢を支拂ふ
- 十二月二十九日
- 一 某商店より醬油一樽金三圓八十錢味淋二升金四圓を掛にて買入る此金七圓八十錢但通帳の通り

- 一 砂糖五斤を買入れ金一圓二十錢を支拂ふ
  - 一 野菜物八十錢田作三十錢經節金一圓十錢を買入れ現金支拂ふ
- 十二月三十日
- 一 米屋酒屋醬油味淋の掛代金合計三十九圓三十錢を拂渡す
  - 一 某呉服店未拂金の内金三十圓を拂ふ
  - 一 人力車賃支拂ふ金七十五錢
- 十二月三十一日
- 一 福壽草一鉢を買入れ金三十錢支拂ふ
  - 一 林檎干葡萄密柑各一箱を買入れ代金二圓八十錢支拂ふ
  - 一 第一銀行より當座預金利子金二十二圓四十四錢を元金に繰入たる旨通知ありたり

本日金銭殘高六十八圓〇一錢

以上の例題出納日記帳の記入終るや元帳に轉記し日計表を作り前例

に倣ひ決算をなすべし而して左に示せる日計表及決算表と符合することを要す

元帳口座(科目ノ下ノ數字ハ行數ナリ)

身代勘定六、建物地所四、會社株券四、什器備品一三、被服六、圖書五、當座預金七、未拂金一三、預り金五、賄費二九、交際費一〇、貸家料四、保存費五、薪炭費五、衛生費六、通信運搬費六、乘車費九、教育費五、雜收入七、雜費一七、庭園費六、公共費六、商品切手四、俸給四、賞與金四、積金四、保證金四、點燈料四、諸稅四、振替貯金四、雇人費五、配當金四、小遣費五、受取利子四、所得消費二七、資産負債一九、

日計表

大正四年十二月三十一日

第三例題

摘要	收入金額	摘要	支出金額
身代勘定	一、〇八九一、〇〇〇	建物地所	四九〇〇、〇〇〇

未拂金 預金 貨家料 雜收 伴給 賞與金 配當金 受取利子

三〇、〇〇〇  
三二、〇〇〇  
三六、〇〇〇  
三三、八〇〇  
二五〇、〇〇〇  
七五〇、〇〇〇  
二二五、〇〇〇  
二二、四四〇

會社株券 什器備品 被服 圖書 當座預金 賄費 交際費 保存費 薪炭費 衛生費 通信運搬費 乘車費 教育費

一三四  
三〇〇〇、〇〇〇  
八〇三、二五〇  
五八五、〇〇〇  
一五三、七五〇  
一九四七、四四〇  
一〇三、四二〇  
五二、五〇〇  
五、〇五〇  
九、一五〇  
七、二〇〇  
六、一五〇  
五、三五〇  
九、二五〇

一、二二七〇、二四〇

雜品雜費 庭園費 公共費 積金 保證金 點燈料 諸稅 振替貯金 雇人費 小遣費 本日殘高

一、二八九〇  
六九〇〇  
一四〇〇  
一二〇〇〇  
一〇〇〇〇  
三〇〇〇  
一四五三〇  
五〇〇、〇〇〇  
一〇、〇〇〇  
四五、〇〇〇  
六八、〇一〇  
一、二二七〇、二四〇

元帳

所得消費

第三例題

年月日 摘要 收入所得 支出消費 所消 差引殘高

何一二 所得勘定

三一 同同貸家料 元二 三六、〇〇〇

同同雜收入 元二九 三三、八〇〇

同同俸給 元二四 二五〇、〇〇〇

同同賞與金 元二五 七五〇、〇〇〇

同同配當金 元三二 二二五、〇〇〇

同同受取利子 元三四 二二、四四〇

小計 一三一七、二四〇

所 一三二七、二四〇

消費勘定

同同賄費 元一〇

一〇三、四二〇

同同交際費 元一一 五二、五〇〇

同同保存費 元一三 五、〇五〇

同同薪炭費 元一四 九、一五〇

同同衛生費 元一五 七、二〇〇

同同通信運搬費 元一六 六、一五〇

同同乘車費 元一七 五、三五〇

同同教育費 元一八 九、二五〇

同同雜品雜費 元二〇 一一、八九〇

同同庭園費 元二一 一、五〇〇

同同公共費 元二二 一、四〇〇

同同點燈料 元二八 三、〇〇〇

同同諸稅 元二九 一四、五三〇

同同雇入費 元三一 一〇、〇〇〇

例題(三)

同同小遣費 元三三三

四五、〇〇〇

一三八

小計

二八五、三九〇 所 一〇三二、八五〇

※身代勘定

一〇三一、八五〇

一三二七、二四〇 一三二七、二四〇

元 帳

資産負債

第三例題

年月日 摘要 日記丁數 收入負債 支出資差 資負 差引殘高

何一二 資産勘定

同同建物地所 元二

四九〇〇、〇〇〇

同同會社株券 元四

三〇〇〇、〇〇〇

同同什器備品 元三

八〇三、二五〇

同同被服 元五

五八五、〇〇〇

同同圖書 元六

一五三、七五〇

同同當座預金 元七

一九四七、四四〇

同同庭園費 元二一

五、四〇〇

同同積金 元二六

一二、〇〇〇

同同保證金 元二七

一〇、〇〇〇

同同振替貯金 元三〇

五〇〇、〇〇〇

※本日殘高

六八、〇一〇

小計

一、一九八四、八五〇 資

一、一九八四、八五〇

負債勘定

同同未拂金 元八

三〇、〇〇〇

同同預り金 元九

三三二、〇〇〇

同同身代勘定 元一

一、一九三二、八五〇

小計

一、八九八四、八五〇

一、一九八四、八五〇

一、一九八四、八五〇

例題(三)

一三九



## 第八節 預ケ金貯金及其効果

預け金とは主として銀行の預金又は郵便貯金等の預け金を指すものにして現金を携帯し又は自宅に藏置するは紛失又は盗難の惧れあるのみならず却て之れあるが爲め不慮の災害を招くやも計り難し然るに銀行或は貯金管理所に預金となすときは之等の危険を避け得るのみならず低利と雖も利殖を計るを得て經濟上得策なるや言を俟たざるなり而して又預金にも種々あるを以て項を分ちて之れを述べんとす

## 第一項 當座預金

當座預金と出入の點に於ては預金中最も便利なるものにして先づ預金を爲したるときは銀行より通帳及小切手帳を受取り通帳は預金の

出入及び現在預け高を明かにして預金主と銀行との關係を詳かにするものなり而して小切手帳は預金の内にて支拂をなす際に直接銀行に取付けをなさずして小切手面に必要の金額を記し之を支拂先に渡すときは小切手を受取りたる者は更に銀行に預け入ることとなり相互間に現金の受授なくして總ての勘定の收入又は支拂を爲すことを得て頗る便を興へるなり當座預金は金錢取扱の頻繁なる程利便の度顯著なるを以て主として商人の利用する所なりと雖も近時一家生活上の費用を支拂ふに付き小切手を利用するに至りたるは一段の進歩の度を示したるものにして嬉ぶべき現象なり銀行は毎決算期に利息を見積り之れを元金に繰込むものとす當座預金は他の預金と異なり一意蓄金の主旨にあらずして支拂の具に供するなり

## 第二項 貯蓄預金

貯蓄は各人の職務に勉勵し平常節約を守り辛苦の結果得たる零細の剩餘金より生ずるものにして其多寡は各自の勤勉の度を示すと云ふも不可ならざるなり故に銀行に於ても他の預金の利息に比して高率を拂ひ貯蓄を奨勵す預金となす際は現金を預け入るゝと同時に通帳を受取り若し必要に應じ拂戻を受くるときは通帳と印鑑とを銀行に持参し随意に預金を引出すことを得る仕組みなり貯蓄の主意たるや當座の如く直ちに支拂の具となすものにあらず萬一の變事其他避くへからざる支出の途生したる場合に費消するものなれば預け入れに當り所持金の全部を直に貯蓄となすは得策にあらず何となれば一時に全部貯蓄となすは忽ち支出の差支へ遂には貯蓄預金を濫りに引出し其名に背くに至る故に必要な費用を支辨し其上剩餘金あるときは初めて貯蓄となすに於ては最も鞏固なる預金として永年の蓄積に堪え勤儉貯蓄の美風は茲に現はれ自己の爲め又は公益の途に使用す

るときは能く積て能く散すとの金言を實行するを得へし

### 第三項 定期預金

定期預金は他の預金と契約上其趣きを異にし預金の性質として一定の預け入れ期間を定むること及び契約に基く預金證書の必要なることの三條件を具備せざるへからず預金主は一旦預金となすときは契約の期間を經過したる後にあらざれば引出すことを得ず而して之れが預け及び引出の際には通帳を用ひず唯證書一枚を以て存在を認め引出の時は證書と引換に預金を受取るなり故に其預金の餘り少額なるときは適當ならず多額の資金を擁して使用の途あらざるときは利殖を計る爲め一定の期間を定めて銀行に預金となすなり現今行はるゝ定期預金最短期間は多くは六ヶ月を限度とせり而して利率は預金中最も高きを普通とす

## 第四項 郵便貯金

此預金制度は國家の事業なるを以て其安全なるは他の銀行預金の比にあらず而て一般銀行預金より其利子の割合低廉なり其貯金に二種あり一は現金を直接に郵便局に持參して預金となし他は唯郵便局より貯金の臺紙を請け之れに郵便切手を貼附して郵便局に持參して預金となし別に通帳を交付さるゝなり其際には銀行に預け入るゝ場合と同じく印鑑を差出し後日證據の一となすなり預金を引出せんと欲するときは郵便局に其旨を申出て印鑑を持參し通帳に調印して引出すことを得るものにして銀行の預金と同様なり

## 第五項 郵便振替貯金

振替貯金は現金の取扱ひを節約し一般世人の現金受拂即ち送金の場

合に當り費用を省き途中の危険を避くる爲めに設けたる制度にして明治三十九年三月より郵便爲替貯金管理所に於て施行する所となれり殊に遠隔の地に在ては其便益顯著なり是れ貯金をなさんと欲するときは證據金として金拾圓を管理所に積立て貯金を開始し現金支拂に當り之れを引出さんとするときは貯金拂出證書に金額を記し之れを管理所に差出すときは管理所は受取人及拂出人に登記済の通知を發するなり然るときは即ち前者の預金口座は差引き後者の預金口座に差加へ以て振替記入をなして受授を結了するなり而して如何に多額の金額を送金する場合と雖も一口の手數料定額貳錢を要するのみにして其費用を節約し得る點に於ては他に其比を見ざるなり而して預金を現金にて引出さんと欲する場合には更に銀行と取引あるときは妙ならん何となれば直接現金拂戻しには一定の手數料(千圓まで一口五十錢)を徴せらるゝも銀行に取引あるときは先づ其貯金を銀行の

當座預金(當座預金にあらざれば運用せず)に振替へ置き小切手を振出して現金を受取るなり然るときは何等手数料を要することなく現金を引出すことを得るなり斯くの如く現金の取扱ひを約し危険を避け冗費を省くを以て生活上裨益する所尠からず  
尙茲に最も便益とする所は送金者加入者にあらざるものと雖も受取人が加入者なるときは之れを利用することを得るなり即ち送金者は所在地郵會局に振替貯金拂込用紙を請求し之に記入し相當の金額を添へて其郵便局に依頼すれば全く無手数料にて送金するを得べく又受取人加入者にあらざるも送金者が加入者なるときは之を利用して送金するを得るものなり

### 第九節 有價證券

吾人が平常勤儉貯蓄して財産の安固を計るは國家の爲め或は公益の

爲め又は自己か不慮の事變に遭遇せし場合に能く之れを救済し悲境を免かれ安心立命の地を得んとするに外ならず然らば其財産の保全増殖を計るに就て如何なるものか最も適當なるや殊に注意せざるべからず其選ふ所有價證券或は不動産等種々あれども今前者より順次説明すへし

### 第一項 公債證書

公債證書政府或は其他の公共團體か一時資金の融通を計る爲めに發行するものにして有價證券の内にて最も確實にして財産として保存するには最も適當なり政府の發行するものは國債證券にして其他の公共團體の發行に懸るものは地方債證券と云ふ公債の支拂期には種々なる方法ありて一時拂有期定期額拂有期隨時拂無期隨時拂等あり我國にて現在多く行はるゝは有期隨時拂にして發行の時より五ヶ年間

据え置き向ふ三十ヶ年或は五十ヶ年として一定の期間を定め其内に於て隨時支拂期を定め抽籤を以て償却を行ひ最後の期限に於て元利共皆済する如き方法なり其の他公共團體は政府の許可を得て發行するも其數至て尠し其種類を擧ぐれば左の如し

利子支拂期

海軍公債	年利	五歩	每年五月十一月二回
整理公債	同	五歩	每年六月十一月二回
同	同	四歩	同
軍事公債	同	五歩	同
中仙道鐵道公債	同	五歩	同
鐵道公債	同	五歩	同

其他政府の發行に係るものにして近くは第一回國庫債券第二回國庫債券第三回と云ふ如く多くあれども大同小異に付き省略す其他地方債

としては

東京市公債

利子六月十二月二回

大阪築港公債

利子二月八月二回

以上の外種々あれども要するに是等公債は最も確實にして價格の變動少なく一家の財産として保存するには最も適當なり

### 第二項 社債券

社債とは會社若くは銀行が資金の需要又は不足を告ぐる際に之れか金融を素通せんか爲めに募集發行するものにして其方法は公債と略同一にして勸業債券會社の社債の如き最も通例なり

### 第三項 株 券

株式會社設立の當時又は資本増加の際に募集發行するものにして公

債の如く一定の利息を附することなく又償還することなし株券所有者は即ち會社の投資者として毎期決算期に營業上利益のありたるときは株券の數に應じて利益の分配を受くるものなり故に營業の盛衰に依り利益金分配の有無は左右せらるゝ所となり依て株券の價額も亦常に變動烈しく會社の財産は國家の如く偉大ならざるを以て危險の度多く一時的利益の分配多きことありと雖も確實なる點に於ては低利なる公債に如かさるなり

#### 第四項 大藏證券

大藏省にて發行するものにして公債と大同小異にして唯公債は其償還は長年月に渉るも大藏證券は一ヶ年度を限度とし四ヶ月或は六ヶ月位にて償還するものあり  
其他政府の發行に掛るものにして年金證書等あれども現今我邦にては

未だ此方法行はれざるを以て此に略す

#### 第五項 養老保險

養老保險は一の積立法にして他の預金と異なり多少強制的契約あをを以て貯蓄の美風を養ふに適切なり是れ多數人の蓄積せる資金を以て多數人の災害を救済するの目的にして最も必要なものなり歐米諸國に於ては是等保險を附せざるものは社會に信用薄しと云ふを以ても其一般を知るへし吾人の生命は氣候の變遷惡疾流行或は攝生如何に依て奇災疾病又死亡等何時襲はるゝやも計り難し若し此際に當り保險の附しある以上は一定の資金の供給を受け取て一家の危窮に彷徨することなく比較的憂の度を尠からしむるを得へし若し契約期間内には是等災害に遭遇せず安全に經過するときは積立てたる保險料は一時に受取ることを得るものにして一種の貯蓄たるを得へし

此他有價證券にして種々あれども多くは商業上流通證券として多大の便宜あるも元より財産の一部として保管の方法に充つるに適當なるものにあらず

新式收支計算 家政簿記教科書 終

國民教育と簿記

私立大原簿記學校長 大原 信久

時勢の進展に伴ふて國民教育上經濟思想の鼓吹を計るの唯一の手段として先づ簡易なる簿記的計算概念を與ふるの刻下の急務なることは敢て余の喋々を俟たず、又た識の已に認むる所なり、宜なる哉、大正二年三月文部省は從來の算術書中の簿記を分離して小學簿記教科書を編纂し、而も其の初步に於て家政簿記の概要を授け一方に於ては直ちに採つて以て兒童の心神の過勞を避け得る範圍に於て而も容易に身邊に集まれる小遣帳の如き卑○の材料により直に應用せらるゝの途を考案し、他方に於ては更に進んで商業、農業等の稍々複雑なる會計整理の方法に興味を持たしめたるは時宜に適したるものと云ふべく、余の

大に賛同する所なり、余も亦た微力を顧みず、叙上の目的を以て簿記思想の普及を計らんと欲し、之に盡力しつゝあること幾歳を経たり、殊に最近に於ては舊臘愚見を披瀝して全國の教育會に諮問したるに、殆んど總ては、余の意見の如く、之が普及を計るの最良手段としては、小學校高等科に於て簿記の大要を教授するを可と認む、然れども如何にせん、小學校令施行規則第四條に土地の情況に依りて日用簿記の大要を授くべしとの規定が改正せられざる限りは遺憾ながら實行し難からんと是れ寧ろ當然の回答にして敢て怪むに足らずと雖も、法規が如何に時代の要求に背馳しつゝあるかを觀て唯だ啞然たるのみ

抑も本問題に關しては今更辭を改めて言及する迄もなく、吾人は既に明治四十年九月時の大臣牧野伸顯氏に宛て土地の情況なる制限を撤廢するの正當なるを具申したることあり、惟ふに當時小學兒童に教ふ可き唯一の教科書は即ち彼の算術書の末尾にある、簡易の家計簿記な

りしか之れを教授するに求積と簿記とは撰擇科目なるが上に、而も猶簿記は土地の情況によりては云々と制限せられあるを以て教授者は必要を認めつゝあるも、不慣なる簿記を授けんよりは寧ろ從來教授の經驗に富める科目を擇びたる結果が往々今日に及びたるにあらざるなきかを疑ふものなり、翻て現行小學簿記教科書を見るに舊書に比し例題の配劑順序等の改善に付、努力の跡を窺ふを得べく、著者に對し其の功を謝せざる可からず、然れども尙完璧を盡さず、多少改訂の餘地を存すれども、そは本教科書改正の時期に於て更に當局者に進言することゝす可し

惟ふに簿記の一般社會に必要なるは周知の事柄にして重ねて之を述べざるも、彼の少學簿記教科書の總論を見るに、國の東西に論なく、時の古今を問はず、苟も所有財産を貨幣にて計算するを知らず、至りては之れを記録して其の増減異動を知るの必要を認むべしと、説述しある



四  
にあらずや、余も亦た同意見を持し、小學教育と家政簿記とは密接なる關係を有し、之が實施は一日も忽緒に附す可からざるを以て、之か善後策を講せんと欲し、全國の教育會に意見を諮問し、回答を煩したることあり、是れ敢て法規を枉げてまでも猶ほ之か實行を迫りたるにあらず、然れども熟々考ふるに、已に四年前より小學簿記教科書が編纂せられ、而も第一第二例題は吾人の唱道して止まざる、家政簿記を以てせるにも不拘はらず、土地の情況に依る云々、法規の拘束により遠大なる目的を有する家政簿記も、徒に商業簿記及農業簿記例題の階梯たるに止り、隨て商業地及農業地にして求積の教授を廢して日用簿記を撰擇せる小範圍の兒童のみが此教科を受くることとなり、終れるを見ては眞に長嘆息を禁ずる能はざるなり、小學簿記教科書を瞥見するに其の第一第二例題に掲げたる家政簿記の如きは甚だ簡單、殊に夙に、余の主張する收支の理法に則りたるものなれば、稍や進みたる算術即ち求積を學

はんとする高等科の兒童が之を學修するに當りて決して心神の苦痛を覽ゆることなきは、勿論、之より更に下級の兒童に學習せしむるも敢て困難ならざるは余の經驗に徴して之を斷言するに憚らず、されば授業時間の長短の如きは、宜しく當局者の選擇考案に委し、余の敢て關する所にあらざれども、要するに施行規則第四條の土地の情況如何により、教授の選擇規定の改正を要望し、同時に從來の隨意科目なりしを廢して必修科目となし、所謂國の東西都鄙を論せず、同教科書第一第二例題を普遍的教科目に充て、以て經濟思想の基礎を樹つるは、目下新運の我經濟界に尤も適合したる一大重要なる國家的施設にして、決して我田引水論にあらざることを確く信して疑はず、されば余は一刻も早く之か實現に全力を傾注せんと欲するものなり  
今や經濟多事、繼て歐州大戰の局を結ぶに當て、我邦は愈々世界的商戰國として、勇往邁進するの機に蓬着し、而も其の興廢の責任を双肩に荷

ひつゝある第二の國民に對する教育を時代後れの法規を株守し、以て後世の誹りを徒らに求むるの時にあらず、希くは教育者たるもの猛省一番此の有益ならざる法規の改正に一臂の力を與へられんことを希望して止まざる所なり

### ○通信生及購讀者諸君へ廣告

- 一自今本校への送金は成る可く振替貯金にて御拂込を乞ふ然るときは最簡便にして且爲替料郵便税等要せず取扱手續左の如し
- (一)最寄郵便局にて拂込票を貰ひ受くへし
- (二)拂込票には口座番號欄に第四百番番と記し加入者住所氏名欄に東京市神田區美土代町二丁目一番地大原簿記學校と記し金額欄に數字は必ず壹貳參拾の文字を以て記入すへし
- (三)相當送金額の外に金貳錢を手数料として合算すへし
- (四)裏面の通信文記載欄に其要件及金額の内譯を明記すへし
- (五)現金を郵便局に拂渡し領證を受くれは別段本校へ通信を要せず

### 大原簿記學校

振替貯金口座四百番番  
電話本局二千二百卅六番

明治二十六年一月廿二日  
大正五年三月三日  
再版増補印刷  
再版増補印刷

定價  
金六拾錢

XXXXXXXXXX  
版權  
所有  
XXXXXXXXXX

著述兼發行者 東京市神田區美土代町二丁目一番地 東京府士族 大原信久  
印刷人 東京市京橋區采女町九番地 木村豐治  
印刷所 東京市京橋區采女町九番地 榎屋活版所  
發行所 私立大原簿記學校  
電話本局二二三六番

各賣捌所 東京大阪各書店

339
661

終